

清川村地域防災計画

(令和 6 年 7 月改定)

清川村防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的及び策定方針	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
1 国、県等の計画との関係	1
2 村の総合計画との関係	1
3 村及び防災関係機関の定める計画等との関係	1
4 広域連携自治体との関係	2
第 3 節 計画の構成	2
第 4 節 計画の運用	2
1 計画の習熟	2
2 計画の修正	2
3 計画の周知	2
第 2 章 村の特性	3
第 1 節 自然的条件	3
1 位置・面積	3
2 地形	3
3 地質	3
4 活断層	3
5 気象	4
第 2 節 社会的条件	4
1 人口	4
2 土地利用	4
3 交通	4
第 3 章 地震被害の想定	6
第 1 節 被害想定	6
1 想定地震	6
2 想定条件	7
3 想定結果	7
第 2 節 地震災害予防対策・応急対策のための条件	11
第 4 章 風水害等被害の想定	12
第 1 節 風水害の被害想定	12
第 2 節 火山災害の被害想定	12
第 3 節 雪害の被害想定	12
第 4 節 航空災害の被害想定	12
第 5 節 道路災害の被害想定	12
第 6 節 危険物等災害の被害想定	12

第7節	大規模な火事災害の被害想定	12
第8節	林野火災の被害想定	13
第9節	その他の災害に関する被害想定	13
第5章	計画の推進主体とその役割	14
第1節	計画の進め方	14
1	防災力の向上に向けた取り組み及び連携	14
2	減災のための行動の促進	14
3	男女共同参画等の推進	14
第2節	防災関係機関の実施責任	15
1	村	15
2	県	15
3	指定地方行政機関	15
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	15
5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	15
第3節	村民等の責務	15
1	村民	15
2	事業所	16
第4節	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	16
1	村及び厚木市消防本部	16
2	県	17
3	指定地方行政機関	18
4	指定公共機関	19
5	指定地方公共機関	19
6	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	19
7	自衛隊	20
第2編	地震災害対策計画	
第1章	地震災害予防対策	21
第1節	計画的な土地利用の推進	21
1	災害に強いむらづくりの促進	21
2	開発行為の指導	21
第2節	防災空間の確保	21
第3節	公共施設等の安全対策	21
1	道路及び橋りょうの整備	21
第4節	土砂災害防止対策の推進	21
1	土砂災害警戒区域における警戒・避難対策	21
2	警戒避難体制の整備	21
第5節	ライフラインの安全対策	22
1	上水道施設	22
2	下水道施設	22
3	電気、ガス、電話、通信施設	22

第6節 危険物等施設の安全対策	22
第7節 建築物の安全確保対策	22
第2章 地震災害時応急活動事前対策	24
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	24
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	25
1 組織体制の拡充	25
2 村及び防災関係機関の組織体制の充実	25
3 業務継続体制の確保	25
第3節 救助・救急、消火活動体制の充実	25
1 消防力の向上	25
2 孤立地域対策の推進	26
第4節 避難対策	26
1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等	26
2 避難計画の策定	27
3 避難所の運営	27
4 住民への周知	28
5 避難訓練	28
6 応急仮設住宅	28
7 ペット対策	28
第5節 要配慮者に対する対策	29
1 情報連絡体制等の強化	29
2 避難行動要支援者名簿の運用	29
3 避難対策	30
4 生活支援	30
5 社会福祉施設等の対策	30
6 観光客や外国人等のための防災対策	31
第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	31
1 備蓄物資の基本的な考え方	31
2 飲料水、食料	31
3 生活必需品	31
4 資機材等	32
5 高齢者、障害者等への配慮	32
6 備蓄倉庫及び物資供給拠点の整備	32
7 学校における備蓄の整備	32
第7節 医療・救護・防疫対策	33
1 医療活動拠点と救護活動の体制	33
2 広域火葬体制の強化	33
3 防疫（感染症）対策	33
4 保健福祉事務所との連携	34
第8節 文教対策	34
1 学校施設等の安全性の確保	34
2 避難所としての学校施設の整備	34

3	学校防災計画等の見直し	34
4	防災教育の充実	34
5	防災訓練	35
6	文化財の保護	35
7	保育所等の対策	35
第9節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	35
1	路線の多重性・代替性の確保	35
2	輸送路情報伝達方法の拡充	36
3	緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進	36
4	ヘリポート等の整備	36
5	復旧資機材の備蓄と整備	37
第10節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	37
1	応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成	37
2	災害補償制度の維持と資機材の整備	37
3	判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成	37
4	相互支援の体制整備	37
5	マニュアルの整備	38
第11節	ライフラインの応急復旧対策	38
1	上水道対策	38
2	下水道対策	38
3	電気及びガス対策	38
4	電話、通信対策	38
第12節	広域応援体制等の拡充	38
1	広域応援の受入体制等の強化	39
2	情報の共有化	39
3	応援機関との連携の強化	39
第13節	自主防災活動の拡充強化	39
1	村民等への周知	39
2	自主防災組織の育成	40
3	消防団の機能強化	40
4	企業等の防災体制の確立等	40
第14節	災害ボランティア活動への支援	40
1	災害ボランティアの養成及び支援	40
2	ネットワークづくりの推進	40
第15節	防災知識の普及	41
1	村職員及び関係機関等に対する研修	41
2	村民に対する普及	41
3	社会福祉施設等における防災教育の推進	42
4	耐震診断・耐震改修の普及啓発	42
第16節	防災訓練の実施	42
1	総合訓練	42
2	個別訓練	42

第3章 地震災害応急活動対策	43
第1節 災害時の情報収集・伝達と災害対策本部等の設置	43
1 災害時の情報収集・伝達	43
2 配備体制	44
3 災害発生直後の被害情報の収集	46
4 災害対策本部の設置	47
5 現地対策本部の設置等	51
6 災害広報の実施	52
7 通信手段の確保	52
第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動	52
1 救助・救急、消火活動	52
2 医療救護活動	53
3 医薬品等の確保	53
4 救護所の設置	53
5 重傷病者の搬送及び収容	53
第3節 避難対策	54
1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保	54
2 避難措置の周知等	55
3 避難所の開設・運営管理	55
4 避難路の通行確保と避難の誘導	56
5 帰宅困難者への対応	56
6 広域避難	56
7 広域一時滞在	57
8 避難所外避難者への対策	57
9 応急仮設住宅等	57
10 要配慮者への配慮	57
第4節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	58
1 保健衛生	58
2 防疫対策	58
3 行方不明者の搜索、遺体対策等	59
第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	60
1 飲料水及び生活用水の確保・供給	60
2 食料の調達・供給	61
3 生活必需物資等の調達・供給	61
第6節 文教対策	61
1 児童・生徒等保護対策	61
2 被害状況の把握とその体制等	62
3 施設の応急復旧等	63
4 応急教育	63
5 避難対策	64
6 幼稚園等の対策	64
第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	65
1 交通の確保	65

2	緊急輸送	66
3	輸送対象の想定	66
4	緊急通行車両の確認手続	66
5	障害物の除去	67
第8節	警備・救助対策	67
1	警備体制の確立	67
2	災害応急対策	67
第9節	ライフラインの応急復旧活動	68
1	上水道施設	68
2	下水道施設	69
3	電力施設	69
4	電話（通信）施設	69
第10節	被災者等への情報提供、相談に関する活動	70
1	被災者等への情報提供	70
2	災害相談の実施	70
第11節	広域的応援体制	71
1	受援体制	71
2	応援要請	71
3	調整会議	71
4	応援部隊の活動拠点等の指定	71
5	ヘリポートの開設	71
6	通信・連絡手段の確保	71
7	救助・消火活動	72
8	医療活動	72
9	輸送活動	72
10	物資調達	72
11	関係機関等への応援要請	73
第12節	災害救助法関係	73
1	災害救助法の適用基準	73
2	災害救助法の適用手続	74
3	救助の種類	74
4	義援物資及び義援金	75
5	災害弔慰金等	75
第13節	災害ボランティアの支援活動	76
1	ボランティアの受け入れ	76
2	ボランティア事務局	76
3	活動拠点の設置	76
4	ボランティアの派遣要請等	76
5	ボランティアへの活動要請の範囲	76
6	ボランティア活動の支援	76
7	ボランティアの活動期間	77
第14節	二次災害の防止活動	77
1	水害・土砂災害対策	77

2	建築物及び敷地対策	77
3	爆発等及び有害物質による二次災害対策	77
第4章	復旧・復興対策	78
第1節	復興体制の整備	78
1	復興計画策定に係る庁内組織の設置	78
2	人的資源の確保	78
第2節	復興対策の実施	78
1	復興に関する調査	78
2	復興計画の策定	79
3	復興財源の確保	80
第3節	都市基盤施設等の復興対策	80
1	被災施設の復旧等	80
2	応急復旧後の本格復旧・復興	81
第4節	生活再建支援	81
1	被災者の経済的再建支援	82
2	精神的支援	83
3	要配慮者対策	83
4	社会福祉施設、社会復帰施設等	83
5	生活環境の確保	84
6	教育の再建	84
7	社会教育施設、文化財等	84
8	情報提供、住民相談	84
第5節	地域経済復興支援	85
1	地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	85
2	金融・税制面での支援	85
3	事業の場の確保	85
4	農林水産業者に対する支援	86
第6節	激甚災害の指定に関する計画	87
1	激甚災害の指定	87
2	激甚災害指定の手続き	87
3	激甚災害に関する調査報告	87
4	特別財政援助額の交付手続き等	87
第5章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	88
第1節	基本方針	88
1	趣旨	88
第2節	防災対応	90
1	南海トラフ沿いで観測され得る異常な気象	90
2	異常な現象に伴う防災対応	90
3	住民の防災対応等	93
4	企業等の防災対応	94
5	県が自ら管理等を行う施設等に関する対策	96

第3編 風水害等対策計画

第1部 風水害対策

第1章 災害に強いむらづくり	97
第1節 計画的な土地利用の推進	97
第2節 治水対策	97
1 浸水想定区域の指定、公表等	97
2 浸水想定区域における避難の確保	97
3 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等	98
第3節 下水道設備	98
1 下水道施設の整備等	98
第4節 水害予防施設の維持補修	98
1 農業用施設等の整備・改修	98
2 農地保全施設等の整備・維持補修	98
3 農業用施設、漁港施設、林業施設の整備・維持補修	99
第5節 土砂災害対策	99
1 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策	99
2 要配慮者利用施設における避難対策等	99
第6節 建築物の安全確保	99
1 普及・啓発	99
2 応急対策上重要な施設の安全確保	99
第7節 ライフラインの安全対策	100
第2章 災害時応急活動事前対策の充実	101
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	101
1 災害情報受伝達体制の充実	101
2 被災者支援に関する情報システムの構築等	101
3 報道機関との協力体制の確立	101
4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保	101
5 システムの適切な管理及び操作の習熟	101
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	102
第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充	102
第4節 避難対策	102
1 避難情報の発令基準の作成	102
2 避難情報の伝達	103
3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備	103
4 避難計画の策定	103
5 避難所の運営	104
6 住民への周知	104
7 避難訓練	104
8 応急仮設住宅等	104

9 ペット対策	104
第5節 要配慮者等に対する対策	105
第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	105
第7節 医療・救護・防疫対策	105
第8節 文教対策	105
第9節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	105
第10節 ライフラインの応急復旧対策	105
第11節 広域応援体制等の拡充	105
第12節 自主防災活動の拡充強化	105
第13節 災害ボランティア活動の充実強化	105
第14節 防災知識の普及	105
第15節 防災訓練の実施	105
第3章 災害時の応急活動対策	106
第1節 災害発生直前の対策	106
1 警戒及び注意の喚起	106
2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保	106
3 指定避難所の開設	108
第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	108
1 警報及び注意報の種類等	108
2 警報・注意報の地域細分	108
3 災害時情報の収集・伝達	109
4 配備体制	109
5 災害発生直後の被害情報の収集	109
6 災害対策本部の設置	109
7 現地対策本部の設置等	109
8 災害広報の実施	109
9 通信手段の確保	109
第3節 水防対策	109
1 水防管理団体の責任	109
2 水防組織	109
3 水防機関の活動	110
4 水閘門等及びその操作	110
5 水防に関する情報連絡	110
6 水防施設及び資材の確保	112
7 水防てん末報告	112
第4節 避難対策	112
第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動	112
第6節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	112
第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	112
第8節 文教対策	112
第9節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	112
第10節 警備・救助対策	112

第11節	ライフラインの応急復旧活動	112
第12節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	113
第13節	広域的応援体制	113
第14節	災害救助法関係	113
第15節	災害ボランティアの支援活動	113
第4章	復旧・復興対策	114
第1節	復興体制の整備	114
第2節	復興対策の実施	114
第3節	都市基盤施設等の復興対策	114
第4節	生活再建支援	114
第5節	地域経済復興支援	114
第6節	激甚災害の指定に関する計画	114
第2部	特殊災害対策	
第1章	火山災害対策	115
第1節	計画の概要	115
第2節	噴火警報等の発表と伝達	115
1	噴火警報等の種類と発表	115
2	噴火警報等の通報及び伝達体制	119
第3節	災害応急対策への備え	120
1	情報の収集・連絡	120
2	救助・救急、消火及び医療救護活動	120
3	避難誘導	120
4	防災知識の普及	120
第4節	災害時の応急活動計画	120
1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保、活動体制の確立	120
2	救助・救急、消火及び医療救護活動	120
3	避難対策	120
4	富士山の個別対策	121
5	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	122
6	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	122
第2章	雪害対策	123
第1節	災害予防	123
1	ライフライン施設等の機能の確保	123
2	災害情報の収集・伝達体制の充実	123
3	救助・救急活動	123
第2節	災害時の応急活動計画	123
1	雪害に関する警報等の伝達、情報の収集・連絡及び通信の確保、活動体制の確立	123
2	除雪の実施	123

3	救助・救急活動	123
4	避難対策	123
5	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	123
6	被災者への的確な情報伝達活動	123
第3章 航空災害対策		124
第1節 災害予防		124
1	災害情報の収集・伝達体制の充実	124
2	医療救護活動	124
第2節 災害時の応急活動計画		124
1	航空事故情報の連絡	124
2	航空事故発生による被害情報の収集・連絡	126
3	応急対策活動情報の連絡	126
4	活動体制の確立	126
5	捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	126
6	災害広報の実施	126

第4章 道路災害対策	127
第1節 災害予防	127
1 道路交通の安全のための情報の充実	127
2 道路施設等の整備	127
第2節 災害応急対策への備え	127
1 災害情報の収集・伝達体制の充実	127
2 救助・救急活動	127
3 医療救護活動	127
第3節 災害時の応急活動計画	127
1 災害情報の収集・連絡、活動体制の確立	127
2 救助・救急、消火及び医療救護活動	127
3 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	127
4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	127
5 災害広報の実施	128
第5章 危険物等災害対策	129
第1節 災害予防	129
1 安全確保	129
2 消費者の安全対策	129
第2節 災害応急対策への備え	129
1 災害情報の収集・伝達体制の充実	129
2 救助・救急活動	129
3 医療救護活動	129
4 危険物等の大量流出時における防除活動	129
第3節 災害時の応急活動計画	129
1 災害情報の収集・連絡	129
2 活動体制の確立	130
3 救助・救急、消火及び医療救護活動	130
4 避難対策	130
5 危険物等の流出に対する応急対策	130
6 災害広報の実施	131
第6章 大規模な火事災害対策	132
第1節 災害予防	132
1 計画的な土地利用の推進	132
第2節 災害応急対策への備え	132
1 災害情報の収集・伝達体制の充実	132
2 救助・救急活動	132
3 医療救護活動	132
4 避難誘導	132
第3節 防災知識の普及	132
1 一般家庭に対する指導	132
第4節 災害時の応急活動計画	132

1	大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡、活動体制の確立	132
2	救助・救急、消火及び医療救護活動	132
3	避難対策	132
4	災害広報の実施	133
第7章	林野火災対策	134
第1節	災害予防	134
1	災害情報の収集・伝達体制の充実	134
2	救助・救急活動	134
3	医療救護活動	134
4	避難誘導	134
5	広域応援体制の拡充	134
第2節	災害時の応急活動計画	134
1	林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡、活動体制の確立	134
2	救助・救急、消火及び医療救護活動	134
3	避難対策	134
4	災害広報の実施	134
5	二次災害の防止	134
第8章	その他の災害に共通する対策	135
第1節	災害予防	135
1	災害情報の収集・伝達体制の充実	135
2	救助・救急活動	135
3	医療救護活動	135
4	避難誘導	135
第2節	災害時の応急活動計画	135
1	災害発生直前の対策	135
2	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	135
3	通信手段の確保、活動体制の確立	135
4	救助・救急、消火及び医療救護活動	135
5	避難対策	136
6	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	136
7	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	136
8	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	136
9	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、被災者への的確な情報伝達活動	136
10	ボランティアの受入れ等	136

第4編 資料

資料1	防災関係機関一覧	137
資料2	避難所関係一覧	138
資料3	清川村防災会議条例	140
資料4	清川村防災会議委員名簿	142
資料5	清川村災害対策本部条例	143
資料6	協定書一覧	144
協定書1	大規模災害時における相互応援に関する協定書	146
協定書2	非常無線通信の協力に関する協定書	148
協定書3	災害時における生活必要物資（LPG）の調達に関する協定書	149
協定書4	災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書	150
協定書5	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定書	152
協定書6	災害時における応急対策の協力に関する協定書	154
協定書7	災害時その他緊急時における出動協力に関する協定書	157
協定書8	災害時の情報交換に関する協定書	158
協定書9	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定書	159
協定書10	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書	161
協定書11	災害時における放送に関する協定書	164
協定書12	宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書	166
協定書13	災害時における物資の輸送等に関する協定書	168
協定書14	災害時における医療救護活動に関する協定書	170
協定書15	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定書	172
協定書16	災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	175
協定書17	災害時における医療救護活動に関する協定書	178
協定書18	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	180
協定書19	災害時における停電復旧の連携等に関する協定書	182
協定書20	災害時における非常食の調達等に関する協定書	184
協定書21	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	186
協定書22	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	188
別表		191

第1編 総則

第1章 計画の目的及び策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、本村における地震や風水害、火山災害、大規模な火災、事故等の災害に対処するため必要な事項を定め、村及び防災関係機関の総力を結集し、村民の積極的な協力のもとに、災害予防、災害応急及び災害復旧等の対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものです。

第2節 計画の性格

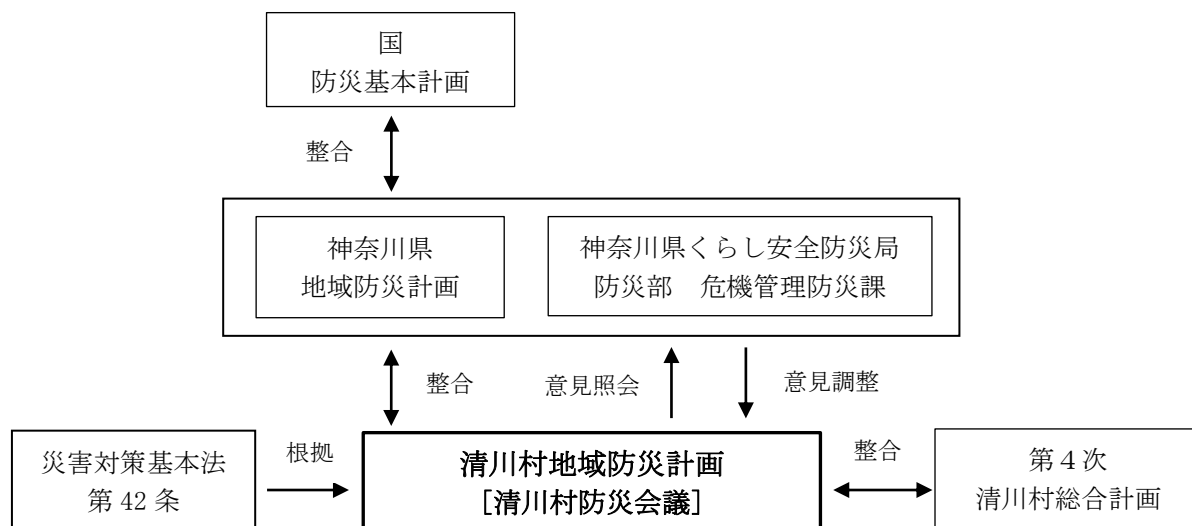
1 国、県等の計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、清川村防災会議が定めたもので、村の地域の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有し、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画並びに指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する防災業務計画との関連、整合を図り作成します。

また、この計画は地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものであり、首都直下地震対策特別措置法に基づく計画との整合も図ります。

2 村の総合計画との関係

この計画に係る村所管の施策又は事業等については、「第4次清川村総合計画」に位置づけ実施するものとします。



3 村及び防災関係機関の定める計画等との関係

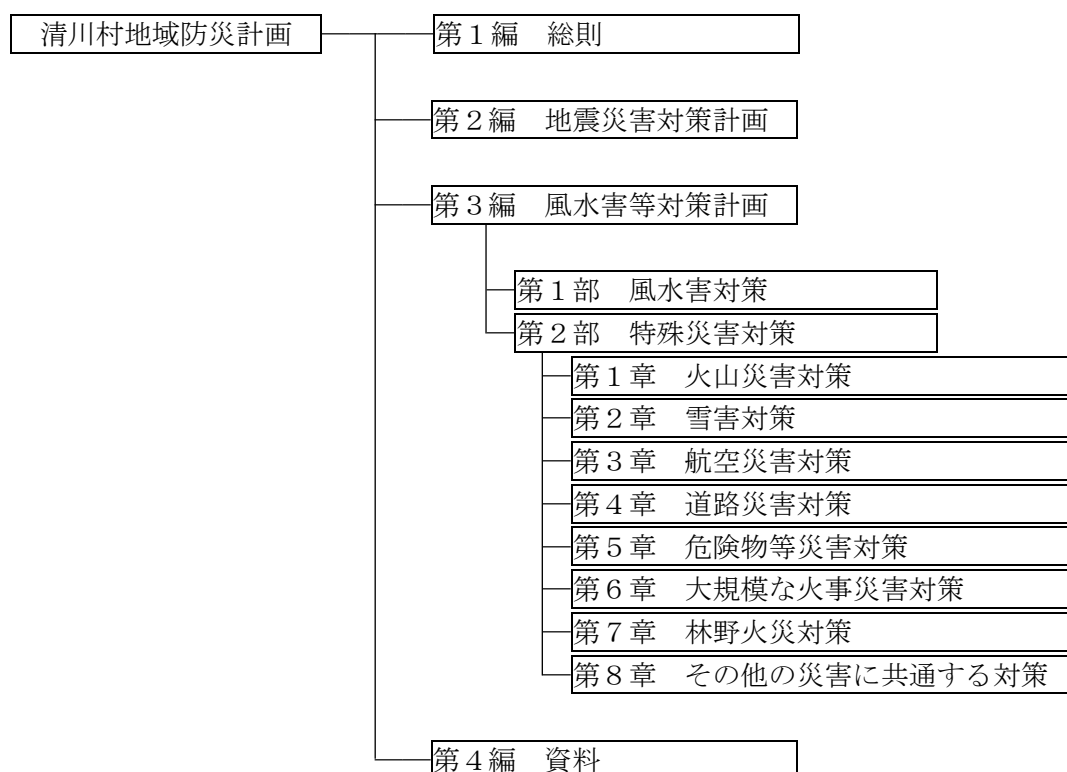
この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる細部事項については、村及び防災関係機関においてあらかじめ行動計画（業務継続計画等）を作成するものとし、必要に応じた各種細部マニュアルを適宜作成するものとします。

4 広域連携自治体との関係

村は、消防事務全般及び清掃業務の一部を厚木市へ委託しているため、災害対策については事務委託先である厚木市の計画にあわせて対応を図ります。

第3節 計画の構成

この計画は、「総則編」、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料編」の4編で構成します。



第4節 計画の運用

1 計画の習熟

村及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたりそれぞれの責務が十分に果たせるよう、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めるものとします。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。

3 計画の周知

この計画は、村の職員及び防災関係機関等に周知徹底するとともに、村民にも広く周知します。

第2章 村の特性

第1節 自然的条件

1 位置・面積

本村は、東京から約 50 キロメートル、横浜から約 30 キロメートルにあり、神奈川県
の北西部、東丹沢山麓に位置し、北東は仏果連山を境に愛甲郡愛川町、厚木市、北西は、丹
沢山塊を境に相模原市、足柄上郡山北町、南は秦野市、厚木市に接しており、東西 12.6 キ
ロメートル、南北 9 キロメートル、総面積 71.24 平方キロメートルで面積の 89 パーセント
が山林で占められており、煤ヶ谷には小鮎川、宮ヶ瀬には中津川と早戸川が流れています。

2 地形

本村の地形は、標高 100～1,567 メートルにわたり、丹沢山を中心とした 1,000 メートル
級山塊ブロック、三峰山を中心とした 800 メートル級山塊ブロック、仏果山・経ヶ岳を中
心とした 700 メートル級山塊ブロック、中津川に沿った 200 メートル前後の低地帯ブロッ
クと小鮎川に沿った 150 メートル前後の低地帯ブロックに分かれています。

また、平成 12 年に完成した宮ヶ瀬ダムにより本村の北部にはダム湖である宮ヶ瀬湖（湛
水面積 4.6 平方キロメートル）があり、湖岸の宮ヶ瀬地区には宮ヶ瀬ダムの周辺整備事業
等に伴って造成された平坦な地形が見られますが、村域のほとんどが傾斜 30 度以上の斜面
で構成されています。

3 地質

西側の丹沢山塊一帯に丹沢層群、東側の中津山地には愛川層群があり、2 種類の性質の
異なった山地を形成しています。

小鮎川や中津川沿いの地質は、砂礫、粘土、火山灰等からなる洪積層で、河岸段丘上に
煤ヶ谷地区が形成されています。

仏果山・経ヶ岳から北西に伸びる愛川層群は、丹沢層群や小仏層群とは逆断層の關係で
接しています。藤木野―愛川構造線が東縁に、牧場―煤ヶ谷構造線が西縁を走っており、
宮ヶ瀬湖周辺を除くと、構造線及び河川沿いに道路が形成されています。

4 活断層

(1) 沿革

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれの見られる地質の構造のことで、その
うち、過去数十万年の間繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断
層といいます。

村域内においては、伊勢原断層の存在が確認されており、平成 7・8 年度に県が活断
層調査を実施した結果では、伊勢原断層が次の活動を行うまでには千数百年以上の時間
があるとされています。

また、平成 16 年、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、こうした調査研
究成果を基に、伊勢原断層の特性を次のように長期評価しています。

(2) 長期評価の概要

ア 位置及び形状

伊勢原断層は、丹沢山地の東縁の相模原市から愛川町、清川村、厚木市、伊勢原市

を経て、平塚市北部に至る断層で、長さは約 21 キロメートルで、ほぼ南北方向に延び、断層の東側が隆起する逆断層です。

イ 過去の活動

最新の活動は 5 世紀以後、18 世紀初頭以前と考えられ、活動時には断層の東側が西側に対して 2 メートル程度隆起した可能性があります。断層の平均的な活動間隔は 4 千～6 千年程度であった可能性があります。

ウ 将来の活動

伊勢原断層は、全体が 1 つの活動区間として活動する場合、マグニチュード 7.0 程度の地震が発生すると推定されます。その際、近傍の地表面では東側が西側に対して 2 メートル程度高まる段差やたわみが生じる可能性があります。今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0～0.002 パーセントです。

※ 主要活断層帯の長期評価による地震発生確率（基準日：令和 6 年（2024 年）1 月 1 日）では、今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0～0.003 パーセントと算定されています。

5 気象

令和 2 年から令和 4 年において、年平均気温は 15.0～15.2 度、年降水量は 1,677～2,274 ミリメートルです。本村は山間部のため、年間降水量が県内の平地部より多い傾向にあります。

第2節 社会的条件

1 人口

本村の人口は、昭和 31 年の合併当時 3,150 人でしたが、昭和 45 年の 2,752 人まで減少した後、昭和 55 年には 3,539 人まで増加しました。しかし、宮ヶ瀬ダム建設により地区村民が転出したため、昭和 60 年には 2,892 人に減少しました。その後の宅地需要に伴って、再び人口が緩やかながら増加しましたが、近年は自然減と社会減が進み、令和 6 年 2 月末時点で 2,757 人となっています。

本村の 1 世帯あたりの人員は、昭和 31 年の合併以後、緩やかに低下し続け、令和 5 年には 2.18 人となり、核家族化や単身世帯の増加が進行しています。

全国的な傾向と同様に少子高齢化が進んでおり、65 歳以上の高齢者は令和 6 年 2 月末時点で 38.6 パーセントとなっています。

2 土地利用

本村全体が丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園に指定されており、また、村全域が都市計画区域外となっています。地目別面積では令和 4 年、総面積 7,124 ヘクタールのうち、89%を山林が占め、農地は田畑合わせて 37 ヘクタール、宅地は 37 ヘクタールとなっています。

3 交通

本村の交通は、小田急線本厚木駅を結ぶバス輸送が公共交通機関となっています。

主要道路としては、主要地方道伊勢原津久井線が村内集落を南北に縦貫し、東名高速道

路や中央自動車道に連絡する広域的な幹線道路となっています。また、主要地方道秦野清川線、一般県道宮ヶ瀬愛川線が宮ヶ瀬地区で、主要地方道厚木清川線が村南部の煤ヶ谷地区で伊勢原津久井線と接続し、これらの道路が本村の道路網の骨格を形成しています。

第3章 地震被害の想定

第1節 被害想定

1 想定地震

この想定は、「神奈川県地震想定被害調査報告書（平成 27 年 3 月）」に基づいています。

今回の調査における想定地震については、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性などを考慮し選定しており、その視点は、次のとおりです。

【選定の視点】

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
(例) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
(例) 東海地震、南海トラフ巨大地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
(例) 三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震
(例) 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

なお、発生確率が極めて低く神奈川県の防災行政やまちづくり行政などにおいて、超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考として被害等の想定を行いました。

都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。前回の調査では、モーメントマグニチュード 6.9 としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。

南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。
元禄型関東地震 (参考)	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。1703 年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード 8.7 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

2 想定条件

火災被害等が最大となり、防災関係機関が初動体制を確立し難い条件を想定しています。

条 件	設 定
季節	冬
日	平日
発生時刻	18 時
風速・風向	近年の気象観測結果に基づく平均

3 想定結果

参考地震を除く 6 つの地震の想定結果については次のとおりです。

(1) 想定震度

すべての想定地震（6 地震）について、本村では震度 4 以上の揺れが想定され、都心南部直下地震及び大正型関東地震では、最大で震度 6 弱の揺れが想定されます。

(2) 建物被害

大正型関東地震では全壊棟数が 50 棟、半壊棟数が 190 棟となり想定地震中、最多になると想定されます。

(3) 火災被害

想定地震のいずれの地震においても、焼失による被害は 0 棟になると想定されます。

(4) 人的被害

死者数、重傷者数、中等症者数、軽症者数のいずれも、大正型関東地震が想定地震中、

最多になると想定されます。

(5) 避難者

想定地震のうち、大正型関東地震では、1日から1週間後の避難者数が280人と想定され、その避難者のうち90人が1か月後にも避難所での避難生活が継続すると想定されます。

(6) 震災廃棄物

想定地震のうち、大正型関東地震では、震災廃棄物の発生量が1万トンになると想定されます。

清川村の被害想定結果一覧表（抜粋）〔1／2〕

項 目			想定地震	大正型 関東地震	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震
震 度	最大震度		6 弱	6 弱	5 弱	5 弱	
	最小震度		5 強	5 弱	4	4	
死傷者数	死 者 数		*	0	0	0	
	重 症 者		*	0	0	0	
	中等症者数		20	*	0	0	
	軽症者数		20	*	0	0	
避難者数	1 日目～3 日目	避難所避難者数	170	30	0	0	
		避難所外避難者数	110	20	0	0	
		合 計	280	50	0	0	
	4 日目～1 週間後	避難所避難者数	140	20	0	0	
		避難所外避難者数	140	20	0	0	
		合 計	280	50	0	0	
	1 ヶ月後	避難所避難者数	90	10	0	0	
		避難所外避難者数	200	30	0	0	
		合 計	280	50	0	0	
要配慮者 (要介護3 以上)	1 日目～3 日目	避難者数	*	*	0	0	
	4 日目～1 週間後		*	*	0	0	
	1 ヶ月後		*	*	0	0	
	家屋被害		10	*	0	0	
建物被害	全壊棟数	木 造	40	*	0	0	
		非木造	*	*	0	0	
		合 計	50	*	0	0	
	半壊棟数	木 造	180	40	0	0	
		非木造	10	*	0	0	
		合 計	190	40	0	0	
火災被害	炎上出火件数		0	0	0	0	
	残出火件数		0	0	0	0	
	焼失棟数（棟）		0	0	0	0	
上水道被害	被害箇所数		*	0	0	0	
	断水人口（直後）		80	*	0	0	
	断水人口（4 日後）		0	0	0	0	
下水道被害	被害延長（km）		*	*	0	0	
	機能支障人口		140	80	0	20	
電力被害	停電件数（電灯件数 4,010 軒）		3,560	10	0	0	
	復旧日数		7	0	0	0	
通信被害	固定回線（回線世帯数 1,200）		1,070	*	0	0	
	携帯電話（×非常につながりにくい）		×	－	－	－	
災害廃棄物量			1	*	0	0	

※ *：わずか（0.5 以上 10 未満）

※ 各欄の数値は、1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがあります。

清川村の被害想定結果一覧表（抜粋）〔2／2〕

項 目			想定地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)
震 度	最大震度		5 弱	5 弱	6 弱	6 強	
	最小震度		4	4	5 強	6 弱	
死傷者数	死 者 数		0	0	*	*	
	重 症 者		0	0	*	*	
	中等症者数		0	0	20	30	
	軽症者数		0	0	20	40	
避難者数	1 日 目 ～ 3 日 目	避難所避難者数	0	0	170	270	
		避難所外避難者数	0	0	10	180	
		合 計	0	0	280	450	
	4 日 目 ～ 1 週 間 後	避難所避難者数	0	0	140	230	
		避難所外避難者数	0	0	140	230	
		合 計	0	0	280	450	
	1 ヶ 月 後	避難所避難者数	0	0	90	140	
		避難所外避難者数	0	0	200	320	
		合 計	0	0	280	450	
慮者 (要介護3以上)	1 日 目 ～ 3 日 目	避難者数	0	0	*	10	
	4 日 目 ～ 1 週 間 後		0	0	*	10	
	1 ヶ 月 後		0	0	*	10	
	家屋被害		0	0	10	20	
建物被害	全壊棟数	木 造	0	0	40	90	
		非木造	0	0	*	20	
		合 計	0	0	50	100	
	半壊棟数	木 造	0	0	180	240	
		非木造	0	0	10	20	
		合 計	0	0	190	260	
火災被害	炎上出火件数		0	0	0	0	
	残出火件数		0	0	0	0	
	焼失棟数 (棟)		0	0	0	0	
上水道被害	被害箇所数		0	0	*	*	
	断水人口 (直後)		0	0	80	290	
	断水人口 (4 日後)		0	0	0	0	
下水道被害	被害延長 (km)		0	0	*	*	
	機能支障人口		10	*	140	200	
電力被害	停電件数 (電灯件数 4,010 軒)		0	0	3,560	3,560	
	復旧日数		0	0	7	7	
通信被害	固定回線 (回線世帯数 1,200)		0	0	1,070	1,070	
	携帯電話 (×非常につながりにくい)		－	－	×	×	
災害廃棄物量 (万トン)			0	0	1	2	

※ *：わずか（0.5 以上 10 未満）

※ 各欄の数値は、1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがあります。

第2節 地震災害予防対策・応急対策のための条件

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上先と幅があるものです。したがって、より切迫性が高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない又は壊れても人を傷つけないむらづくりを目指していきます。

(1) 短期的目標（5 か年以内）

大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域に指定されている都心南部直下地震について、災害予防対策及び災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めます。

(2) 中期的目標（10 か年以内）

マグニチュード8クラスの大正型関東地震が発生しても対応できるよう、災害予防対策及び災害時応急活動事前対策の一層の充実を図るとともに、都市の安全性を向上させるため、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進めます。

(3) 長期的目標（10 か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来、本村に多大な被害が想定される相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対応できるよう、村そのものの耐震力、防災力を強化し、村の安全性の向上を進めます。

第4章 風水害等被害の想定

第1節 風水害の被害想定

風水害は、発生に至る要因として、気象状況とこれに関連した危険要素の複合等、様々な態様が考えられます。

風水害対策の策定に際しては、我が国本土に上陸した最大の台風である伊勢湾台風（昭和34年9月26日発生）と同規模の台風、村に影響を及ぼした令和元年台風第19号、また、平成29年に神奈川県が指定した相模川水系小鮎川の洪水浸水想定区域に係る河川はん濫のおそれのある大雨の発生を想定し、これを前提条件とします。

(1) 台風の規模

中心気圧：929.6hPa

最大風速：45.4m/s（最大瞬間風速 55.3m/s）

速度：55km/h

台風の半径：300km（強風域 15m/s）

(2) 大雨の程度

時間最大雨量：93mm

24時間総雨量：341mm

第2節 火山の被害想定

富士山や箱根山の噴火による災害を想定します。

第3節 雪害の被害想定

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立を前提として想定します。

第4節 航空災害の被害想定

村域内に航空機が墜落する事故災害を想定します。

第5節 道路災害の被害想定

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生を前提として想定します。

第6節 危険物等災害の被害想定

危険物、高圧ガス等の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等を前提として想定します。

第7節 大規模な火事災害の被害想定

大規模な火事による多数の死傷者等の発生を前提として想定します。

第8節 林野火災の被害想定

火災による広範囲にわたる林野の焼失等を前提として想定します。

第9節 その他の災害に関する被害想定

その他の災害に共通する事項を想定します。

第5章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取り組み及び連携

(1) 村民、企業、村、県等の協調

地域の防災力を向上させるためには、村民、企業、村、県、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取り組みを進めることを基本とします。

(2) 計画の総合的な展開

地域防災計画は、長期的には災害に強い安全な村づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した災害応急を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに災害復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開します。

(3) 村民、事業所等の主体的な取り組み

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、村民、地域の主体的な取り組みと村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を最小限に抑えることになることから、村民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のむらは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者や要配慮者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害ボランティア、消防団、村等と連携した防災活動を実施します。

(4) 計画の進捗の調整

平常時においては、清川村防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。

(5) 応急対策活動の調整

災害時には、清川村災害対策本部において応急対策活動の調整を行います。

2 減災のための行動の促進

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家族、地域、企業、ボランティア団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進します。

3 男女共同参画等の推進

地域防災計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、多様な視点で進めることが重要であることから、村は被災時における多様なニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当課と男女共同参画担当が連携し、周知啓発を図ります。

第2節 防災関係機関の実施責任

防災活動を進めるにあたって、村、県、その他の防災関係機関の果たすべき責任は、次のとおりとします。

1 村

村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、村域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施します。

また、村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

第3節 村民等の責務

1 村民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、自動車へのこまめな満タン給油、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、村民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害時に発揮できるよう努めます。

- (4) 災害時には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- (6) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。
また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

2 事業所

- (1) 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 防災対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、村民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (3) 災害時には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、村民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

3 災害ボランティア

- (1) 日ごろから、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 県、村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 村及び厚木市消防本部

- (1) 村
 - ア 清川村防災会議に関する事務
 - イ 防災組織の整備及び育成指導
 - ウ 防災知識の普及及び教育
 - エ 災害教訓の伝承に関する啓発
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 防災施設の整備

- キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ク 消防活動その他の応急措置
- ケ 避難対策
- コ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- サ 被災者に対する救助及び救護の実施
- シ 保健衛生
- ス 文教対策
- セ 被災施設の復旧
- ソ 緊急消防援助隊への応援要請
- タ その他の災害応急対策
- チ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 厚木市消防本部

- ア 災害の警戒及び防御
- イ 救出、救助及び救急
- ウ 災害情報の収集及び伝達
- エ 災害応援対策

2 県

(1) 県央地域県政総合センター

- ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告
- イ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に関する市町村等との調整
- ウ 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握
- エ 所管区域内の市町村及び関係機関との連絡調整
- オ 所管区域内の森林の被害調査並びに治山施設・林道の被害調査及び復旧
- カ 所管区域内の農林水利施設等の被害調査及び復旧
- キ その他必要な災害応急対策

(2) 厚木警察署

- ア 災害関連情報の収集・伝達
- イ 被災者の救出・救助
- ウ 周辺住民の避難誘導
- エ 緊急交通路の確保等交通規制
- オ 行方不明者の搜索、遺体の見分・検視
- カ 犯罪の予防、取締まり等被災地の社会秩序の維持

(3) 厚木土木事務所

- ア 管内区域の県が管理する道路及び橋りょう等の通行確保
- イ 管内区域の県が管理する道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに災害復旧
- ウ 防災のための公共土木施設の整備

(4) 厚木保健福祉事務所

- ア 医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整
- イ 医療機関の情報の収集・伝達
- ウ 県、市町村間の医療救護に関する事項の調整
- エ 市町村との協力による医療救護活動
- オ 保健衛生相談・指導及び防疫活動

(5) 総合防災センター

- ア 救援物資及び協定物資の受け入れ、配分及び搬送調整
- イ 輸送車両及びヘリコプターの誘導並びに物資の搬送調整
- ウ 救援、復旧対策等の災害応急活動要因等の集結
- エ その他必要な災害応急活動

3 指定地方行政機関

(1) 関東農政局神奈川拠点

- ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告
- イ 応急用食料等の支援
- ウ 食品の需給・価格動向等に関する事

(2) 東京管区気象台（横浜地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(3) 国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所

管内区域のダム施設等の被害調査並びに災害復旧

(4) 総務省関東総合通信局

- ア 電波の監理及び有線電気通信の監理
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設及び整備についての指導
- ウ 災害時における非常通信の確保及び非常通信の運用監督
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の育成及び指導
- カ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援

4 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、K D D I (株)、ソフトバンク株、楽天モバイル(株)

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(2) 日本赤十字社神奈川県支部

- ア 医療救護
- イ 救援物資の備蓄及び配分
- ウ 災害時の血液製剤の供給
- エ 義援金の受付及び配分
- オ その他災害救護に必要な業務

(3) 日本放送協会横浜放送局

- ア 気象予報、警報等の放送周知

- イ 緊急地震速報の迅速な伝達
- ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
- エ 放送施設の保安

(4) 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

- ア 電力供給施設の整備及び点検
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の調査及び復旧

(5) 日本郵便(株)鎌ヶ谷郵便局

- ア 災害時における郵便物の送達の確保
- イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- ウ 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

5 指定地方公共機関

(1) 神奈川中央交通東株式会社厚木北営業所

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策

(2) 一般社団法人神奈川県トラック協会

- ウ 災害対策用物資の輸送確保
- エ 災害時の応急輸送対策

(3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(4) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 緊急地震速報の迅速な伝達
- ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
- エ 放送施設の保安

(5) (株)神奈川新聞社

- 災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 神奈川県住宅供給公社

- 災害時における住宅の緊急貸付

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 厚木市農業協同組合清川支所

- ア 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- エ 被災農家に対する融資のあっせん

- (2) 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
 - ア 村が実施する防災対策についての協力
 - イ 管理施設の整備・点検
 - ウ 管理施設の被害調査
- (3) 清川村森林組合
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (4) ガス供給施設の管理者
 - ア 被災地に対する燃料供給の確保
 - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (5) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (6) 危険物及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (7) 商工業関係団体
 - ア 村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (8) 建設土木関係団体
 - ア 災害応急対策や復旧対策等の協力
 - イ 災害応急復旧資材の確保についての協力
 - ウ 応急仮設住宅建設等についての協力
- (9) 社会福祉法人清川村社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動の支援
 - イ 災害弱者の保護
- (10) 自治会（自主防災組織）
 - ア 災害応急対策についての協力
 - イ 防災に関する知識の普及
 - ウ 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災用資機材の備蓄、点検

7 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 清川村地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断し、やむを得ないと認められる場合は、民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去
- カ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第2編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防対策

第1節 計画的な土地利用の推進

1 災害に強いまちづくりの促進

清川村国土強靱化地域計画の策定

村は、「清川村特定地域土地利用計画」と整合性を図り、「清川村国土強靱化地域計画」を策定し、大規模地震の発生や、近年の自然発生の頻発化。激甚化等の大規模災害が起きても、災害から迅速に回復する地域づくりを推進します。

2 開発行為の指導

開発行為については、「清川村特定地域土地利用計画」や「清川村開発指導条例」、「神奈川県土地利用調整条例」等に基づき、県と連携を図り、安全性に配慮した指導を進めます。

第2節 防災空間の確保

村は、災害から住民の安全性を確保するため、住民や地域の参加のもと、きめ細かな防災活動を可能とする適切な圏域（防災活動圏）を形成するとともに、防災活動の拠点となる場や避難路、避難場所等の整備を図るなど、防災空間の整備を推進します。

第3節 公共施設等の安全対策

1 道路及び橋りょうの整備

村は、防災効果の高い道路の整備を推進し、緊急車両の通行路の確保、避難路の確保等に努めます。

また、橋りょうについても、県の指導及び技術的支援を受け、耐震性の強化を図ります。

第4節 土砂災害防止等対策の推進

1 土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策

村は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流（以下「土砂災害警戒区域等」という。）における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

また、土砂災害警戒区域等に居住する村民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対する計画内容の周知を徹底します。

2 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を村民に周知するため、ハザードマップを作成します。

また、土砂災害等のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

第5節 ライフラインの安全対策

1 上水道施設

村は、水道施設の防災性能の向上を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、水道施設の防災対策を進めます。

(1) 耐震性の強化

地震発生時における断水域の縮小、応急復旧の迅速化のため、送配水施設の耐震性を強化し、地震被害の軽減を図ります。

(2) 復旧資機材の備蓄

被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため、他機関との連絡協力体制の整備に努めます。

2 下水道施設

(1) 耐震性の強化

地震発生後における応急復旧の迅速化のため、下水道施設の耐震性を強化し、地震被害の軽減を図ります。

(2) 復旧資機材の備蓄

被災した下水道管の応急復旧の迅速化を図るため、他機関との連絡協力体制の整備に努めます。

3 電気、ガス、電話、通信施設

電気、ガス、電話・通信事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第6節 危険物等施設の安全対策

危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生したとき、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性があることから、村は、施設等の安全対策の強化、充実のため、危険物等施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進します。

第7節 建築物の安全確保対策

村は、清川村耐震改修促進計画により、民間建築物等の所有者に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言及び普及・啓発を実施するとともに、県と連携して耐震化を推進します。

また、清川村木造住宅耐震促進事業補助制度により木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事

にかかる費用の一部を補助し、地震に強い安全なまちづくりを推進するとともに、個人住宅用地防災対策工事費助成金支給事業の周知によりブロック塀に替えて生垣の設置等を促進し避難路となる道路等の安全確保を図ります。

第2章 地震災害時応急対策活動事前対策

大規模な地震災害等が発生したとき、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵と言えます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは地震災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには、広域応援体制の充実を図る必要があります。

応急対策活動の実施にあたっては、住民に最も身近な基礎的な自治体として市町村の役割が重要になります。そこで、村は、事前準備や広域的处理の必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制の運用等を国及び県の支援を受けて実施します。

また、「平成28年熊本地震」では、強い揺れが連続し余震も長く続くなど、地震の揺れの怖さを再認識することとなりました。地震が発生した場合は、まずは、自らの身を守ることが何よりも大切であることから、地震発生時の適切な安全確保行動の重要性の啓発に努めます。

このほか、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害ボランティア活動の充実強化を図ります。

令和2年春から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっています。今回のコロナ禍における災害対応の経験を、今後、災害対策の強化に繋げる必要があります。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難情報の見直しや広域避難に関わる仕組みが導入されました。近年頻発する大規模災害の課題や教訓を踏まえた、法令等を含む制度改正などを踏まえ、適切かつ速やかに対策の充実を図る必要があります。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

大規模地震等の発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速・的確な応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。そこで、村は、情報収集、伝達手段として防災行政通信網や災害情報管理システムの活用、災害情報に関するシステムや通信機器、資機材を適切に管理します。さらにこれらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

また、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めるとともに、支援情報は、要配慮者等にも配慮した提供方法とするよう努めます。

さらに、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと災害時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図り、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保し、情報ルートの多重化及びリスクの分散化を図ります。

なお、現在整備されている情報収集・提供体制は、一般加入電話、携帯電話、衛星携帯電話及びFAXのほか次のとおりとなっています。

- (1) 県防災行政通信網（電話、WEB会議）
- (2) 県災害情報管理システム
- (3) 防災行政無線

- (4) 防災行政無線テレホンサービス
- (5) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- (6) 災害情報共有システム（Lアラート）
- (7) 安全安心情報ネットサービス（登録制メール）
- (8) インターネット
- (9) FM放送（宮ヶ瀬レイクサイドエフエム 86.3MHz）
- (10) アマチュア無線（清川アマチュア無線クラブ）
- (11) 簡易登録局デジタル無線（消防団、交通安全指導隊）

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

1 組織体制の拡充

大規模な地震災害や風水害が発生した際に、災害対策本部要員が被災者となることや、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要です。

このため、村は、災害時における災害対策本部要員の参集を確保するために、情報伝達体制の充実に努めます。

また、様々な状況を想定した災害対策本部運営訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を実施することにより、災害時において臨機応変な対応がとれるよう体制の充実に努めます。

2 村及び防災関係機関の組織体制の充実

村及び防災関係機関は、国及び県との組織体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の確立及び充実に図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

3 業務継続体制の確保

(1) 非常用電源の確保

防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めます。

(2) 非常用通信手段の確保

通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。

(3) 業務継続計画等の策定

業務継続計画を策定するとともに、必要に応じて行動マニュアルを作成し、訓練の実施や業務継続体制の点検を通じて計画等の見直しを行います。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

1 消防力の向上

救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察や自衛隊の協力を得ながら実施することとなっています。

村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、平成28年に厚木市へ消防事務を委託して常備化し、同市との消防の広域化を図りました。

大規模な被災に対応できる消防力を確保するため、村は、災害時に十分な応急対策活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保を進め、消防団員の教育、訓練の充実を図るとともに、厚木市との消防の連携強化に努めます。

また、消防設備の充実を図るため、消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の代替機能の確保に努めます。

2 孤立地域対策の推進

村は県と連携して、孤立する可能性のある地域の状況を検証して孤立化対策を検討し、対策の推進に努めます。

大規模地震等の災害により孤立地域が発生した場合に備え、防災倉庫や資機材の整備を進めます。

第4節 避難対策

村は、村民の安全な避難を確保するため、次の避難対策を実施します。

- (1) 災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所を指定し村民に周知します。
- (2) 地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定します。
- (3) 避難所の円滑な設置運営を図るため、避難所運営マニュアルを定めます。
- (4) 要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者との情報共有を図ります。

また、令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

- (5) 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、避難所の運営に十分配慮します。
- (6) 村は、感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。
- (7) 村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法第49条の4に基づき、異常な現象の種類ごとに定めるもので、村は、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた村民又は被害を受けるおそれがある村民を一時的に避難させる場所として次の場所を指定します。

【指定緊急避難場所】

施設名	所在地
緑小学校	煤ヶ谷 2076
緑中学校	煤ヶ谷 1933
宮ヶ瀬小・中学校	宮ヶ瀬 954-1

(2) 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生した場合における適切な避難所を確保するため、災害対策基本法第49条の7に基づき定めるもので、村は、避難のための立退きを行った被災者が一時的に滞在する施設として次の施設を指定します。

【指定避難所】

施設名	所在地
緑小学校	煤ヶ谷 2076
緑中学校	煤ヶ谷 1933
宮ヶ瀬小・中学校	宮ヶ瀬 954-1
生涯学習センター せせらぎ館	煤ヶ谷 2216
保健福祉センター やまびこ館	煤ヶ谷 2218

また、高齢者や障害者、乳幼児など特に配慮が必要な被災者の円滑な施設利用と良好な生活環境を確保するため、次の施設を福祉避難所として指定します。

【福祉避難所】

施設名	所在地
保健福祉センター ひまわり館	煤ヶ谷 2220-1
あおぞら保育園	煤ヶ谷 2140-10

2 避難計画の策定

村は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、村民への周知に努めます。

- (1) 避難情報の発令基準
- (2) 避難情報の伝達方法
- (3) 避難地への経路及び誘導方法
- (4) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 避難の心得及び知識の普及啓発に関する事項

3 避難所の運営

村は、県避難所マニュアル策定指針を参考に避難所運営マニュアルを作成し、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、必要に応じ自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び村職員で構成する避難所運営委員会を設置するなど、避難所の円滑な運営を行います。

村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼

夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

4 住民への周知

村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令方法についてあらかじめ村民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難誘導標識の見方に関する周知に努めます。

5 避難訓練

村は、指定緊急避難場所等への住民参加の避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

6 応急仮設住宅

村は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制について検討します。

村は、応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、被災の状況に応じ県との役割分担と協力関係を明確にします。

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

【応急仮設住宅建設予定地】

施設名	所在地
宮ヶ瀬地区防災拠点用地	宮ヶ瀬 956-5

7 ペット対策

避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、村は、飼育スペースやケージの確保、飼い主の管理責任など注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

村は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

第5節 要配慮者に対する対策

1 情報連絡体制等の強化

村は、地震等災害発生時、避難誘導、救助等において、要配慮者等の状況に配慮した適切な対応を行います。

要配慮者の中でも災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援体制には情報の共有が重要であるという観点に立ち、災害時の一時的保護及びケアを行うため、事前に所在を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、所在確認を行うなど緊密な連絡体制を確立し、迅速かつ的確な対応を行うための防災組織の強化を行います。

避難行動要支援者の登録者情報を地域が共有することで、日ごろからのネットワーク化を図ります。また、避難行動要支援者に対して、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を作成し、それに基づいた必要な支援を充実させるなど、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。

なお、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）には、次の事項を定めます。

- ア 避難支援等関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 個人情報の保護に関する事項（名簿情報の提供を受けた者の秘密保持義務を含む。）
- オ 避難行動要支援者への避難情報の伝達
- カ 避難支援等関係者の安全確保

2 避難行動要支援者名簿の運用

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

村は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び「個別避難計画」の作成及び活用を図ります。

なお、避難行動要支援者名簿には次の事項を記載します。

- ア 避難行動要支援者の氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所及び居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 村長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

村は、少なくとも年1回以上、避難行動要支援者の状況を把握し、更新を行います。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災隊及び民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供します。

また、災害が発生又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して名簿情報を提供します。

(4) 避難支援等関係者による適正な情報管理

村は、次のとおり避難行動要支援者名簿の情報管理を徹底します。

ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者にのみ提供する。

イ 名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、村と名簿の提供、利用及び管理に関する協定等を締結する。

(5) 災害時における名簿の活用

ア 避難支援等関係者による避難支援の実施

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施します。ただし、避難支援等関係者については、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認のうえ、可能な範囲で避難支援を行います。

イ 避難行動要支援者への情報伝達

村が避難情報を発令した場合、避難支援等関係者は、名簿情報を活用し、避難行動要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、避難行動要支援者の早い段階での避難行動の促進を図ります。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、災害時の状況や地域の実情に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に努めます。

3 避難対策

(1) 村は、災害時に要配慮者の避難誘導、救助を迅速かつ安全に行えるよう避難支援等関係者の協力を得て、避難経路の具体的な設定などを行います。

(2) 村は、民間の社会福祉施設等と災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定の締結に努めます。

4 生活支援

(1) 村は、災害時に要配慮者の生活支援を優先して行います。

(2) 村は、避難所等において要配慮者に対して、次のような一定の支援が行われるよう平常時から関係機関との連携体制の構築を図ります。

ア 避難所内での要配慮者用スペースの確保

イ 必要な育児・介護・医療用品の調達、各種サービスの提供や相談等に当たる介助員、相談職員等の配置

ウ 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携

また、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有を図ります。被災後には、福祉仮設住宅の設置など支援体制の整備に努め、早期に安定した生活が送れるように配慮します。

5 社会福祉施設等の対策

(1) 社会福祉施設等管理者は、施設の職員や入所者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

- (2) 社会福祉施設等管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう入所者及び施設の実態に応じた防災訓練を実施します。
- (3) 村は、土砂災害を受けるおそれがある社会福祉施設等に対し、避難体制の強化、気象情報等の伝達・提供及び災害時の円滑な応急活対策動体制等の確立を図ります。

6 観光客や外国人等のための防災対策

村は、観光客や外国人向けのパンフレットの配布などを行い防災意識の向上に努めるとともに、災害時における観光客や外国人等の帰宅困難者への広報や相談などの支援体制を整備します。

【帰宅困難者用一時滞在施設】

施設名	所在地
ふれあいセンター「別所の湯」	煤ヶ谷 1619

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

1 備蓄物資の基本的な考え方

災害発生時、被災地域においては道路寸断等により流通機能が停止し、外部からの救援物資が届きにくくなります。そのような状況に対応するため、平時から各家庭において最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水及び生活に必要な物資を備えておくことが大切です。

村は、家屋の倒壊などにより多数の避難者の発生が予測されることから、非常用食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を計画的に購入し備蓄します。

村は、大規模地震等の災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を手早く開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

2 飲料水、食料

- (1) 各家庭において平時から最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水を備蓄するよう自主防災組織及び自治会を通じて周知・啓発します。

村は、住民等の備蓄を補完するため、避難者及び帰宅困難者等に対する3日分の食料を備蓄します。

- (2) 村が備蓄する品目は、アルファ米等とし、煤ヶ谷地区と宮ヶ瀬地区に1箇所ずつ集中して保管することとし、指定避難所となる施設等に対し分散して保管できるよう検討します。
- (3) おにぎり、弁当及びパン等の食料品は、協定を締結している村内の事業者を通じて確保を図ります。
- (4) 在宅避難者については、当面の食料（3日分）は自宅にあるものと考え、それ以降の食料については物流が回復するまでの間、村が調達し配給します。

3 生活必需品

- (1) 被災者が避難所等での生活において必要となる毛布及び紙おむつなどの生活必需品を備蓄します。

- (2) 備蓄品目は毛布、タオル、紙おむつなどとしします。また、生理用品等についても必要量を備蓄します。
- (3) その他生活必需品は、協定を締結している村内の事業者を通じて確保を図ります。

4 資機材等

救出活動及び避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な資機材等を備蓄します。

(1) 電気・照明器具

災害対策本部及び避難所等の停電に対応するため、発電機、投光器及び必要な電気資材を備蓄します。

(2) 避難生活用品

避難所生活に必要な避難ルーム、エアーマット、炊き出し用資機材及び簡易トイレ等を備蓄します。

(3) 救助、運搬器材

救助に必要なスコップ、つるはし、チェーンソー及び鉄筋カッター等を備蓄するとともに負傷者の運搬等に必要な担架、リヤカーを備蓄します。

5 高齢者、障害者等への配慮

村は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

6 備蓄倉庫及び物資供給拠点の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

村では、村内2箇所に防災備蓄倉庫を設置し食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行っています。

【備蓄倉庫】

施設名	所在地
防災倉庫	煤ヶ谷 2274
宮ヶ瀬地区住民センター	宮ヶ瀬 971-53

(2) 物資供給・集積拠点の整備

村では、災害時、特に発災直後の混乱期に、被災者に対し効率的かつ迅速に物資を供給するために物資供給・集積拠点を整備し、備蓄物資、流通備蓄物資及び救援物資等を集約し、計画的に避難所等に配送します。

【物資供給・集積拠点】

施設名	所在地
防災倉庫	煤ヶ谷 2274

7 学校における備蓄の整備

村は、児童生徒を学校で避難・待機させるためには食料等の備蓄が必要なため、学校での備蓄等を整備します。

第7節 医療・救護・防疫対策

1 医療活動拠点と救護活動の体制

村は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、医療活動拠点や医師会等関係団体と連携を図り、協定による支援体制を確保するなど医療救護活動の組織体制の充実強化に努めます。

(1) 救護所

【救護所】

施設名	所在地
保健福祉センター やまびこ館	煤ヶ谷 2218

(2) 医療活動拠点

【医療活動拠点】

施設名	所在地
県立煤ヶ谷診療所	煤ヶ谷 1706
村宮ヶ瀬診療所	宮ヶ瀬 971-53

2 広域火葬体制の強化

村は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬の手配を行い、県は広域的な協力体制を取ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、保存、搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

(1) 遺体の収容、検視施設

【遺体の収容、検視施設】

施設名	所在地
防災倉庫	煤ヶ谷 2274

(2) 遺体安置施設

【遺体安置施設】

施設名	所在地
柿坂自治会館	煤ヶ谷 2938-1
中根自治会館	煤ヶ谷 1985-1
八幡自治会館	煤ヶ谷 1785-1
金翅自治会館	煤ヶ谷 1104-54
舟沢自治会館	煤ヶ谷 19-1
宮ヶ瀬地区住民センター	宮ヶ瀬 971-53

3 防疫（感染症）対策

災害時においては、感染症が発生しないよう感染予防のための消毒など防疫活動を実施す

る体制づくりが必要です。

村は、感染症の発生時には、県の指示に基づき、患者宅の消毒などを実施して感染防止、蔓延防止に努めます。また、感染症患者が発生したときは、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の収容が円滑にできるよう、被災時に対応した連絡体制、搬送体制、医療体制を確保します。

さらに、県保健福祉事務所や被災地域内の関係機関の協力を得て、防疫（感染症）関係情報の収集に努めるほか、円滑な防疫活動ができる体制を確立し、防疫に必要な資器材及び薬剤の調達体制を整えます。

4 保健福祉事務所との連携

県保健福祉事務所は、県医療救護本部と連携を図りながら、救護班（医療チーム）の地域への受入れや活動場所の指定を行うなど、地域における災害医療コーディネート機能を担い、管内の医療・保健活動の総合調整を行うこととされています。

村は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）などを活用し、被災状況及び診療施設・救護所などの医療情報や避難所の開設状況を収集・伝達するとともに、必要な派遣要請を行うなど、厚木保健福祉事務所（地域災害医療対策会議）と密接に連携しながら、迅速かつ的確な医療救護活動に努めます。

第8節 文教対策

1 学校施設等の安全性の確保

児童・生徒等の在校時に災害が発生した場合を想定すると、平時から学校の施設、設備の安全性が確保されていることが重要です。また、児童・生徒等の帰宅、保護に関し通学路の安全性などの状況の把握と、これらの情報に基づく的確な判断と指導が求められます。

村教育委員会は、学校施設における児童・生徒等の安全確保を図り、学校施設等の耐震性等の安全対策や通学路の安全点検を行います。

2 避難所としての学校施設の整備

村教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。また、学校でのバリアフリー化を進め、避難所としての設備の充実を図ります。

児童・生徒等の保護者への引き渡しの際の待機等を考慮し、学校において食料等を備蓄し、児童・生徒等の安全の確保を図ります。

3 学校防災計画等の見直し

村立小中学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定めます。

また、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

4 防災教育の充実

村教育委員会は、各教科等を通して、災害の原因や危険性などの正しい知識、安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

- (1) 防災教育において「自分の身は自分で守る」意識を持たせ、命を守るための判断や行動ができる指導を充実させます。
- (2) 防災教育の基本は子どもからという視点で、小中学校における防災教育を更に充実させます。
- (3) 学校の防災教育の展開の中から、防災予防計画に関する自発的な取り組みを発生させ、実効性のある防災環境を築きます。
- (4) 防災教育において、出先で津波に遭う危険があるので津波の知識を学ばせる指導を行います。
- (5) 住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、地域住民や専門家などの知識や経験を活かしながら、継続的かつ充実した防災教育を実施し、村民が共有していくことに努めます。

5 防災訓練

村立小中学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。災害時の避難経路の混乱を想定して、小中学校合同など、複数の学校間で連携した避難訓練を実施します。

6 文化財の保護

村教育委員会は、村内における文化財の保護に関する対策を行います。

7 保育所等の対策

災害時においては、多くの保護者が帰宅困難者となることも想定されるため、保育所等における乳幼児の保護及び保護者との連絡手段の確保等について、平時から対応を図る必要があります。

- (1) 保育所等の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。
- (2) 保育所等の管理者は、保護者等への引き渡しまでの間の乳幼児等の保護のために、県及び村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。

第9節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

1 路線の多重性・代替性の確保

災害時における応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等を円滑に輸送するために、警察では、防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路を緊急交通路としてあらかじめ想定し、災害時には、必要な区間について災害対策基本法第76条の基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。

また、県においては、復旧活動等における緊急輸送に対応するため、緊急輸送道路を事前に指定し、他の路線より優先的に橋りょう等の耐震補強を進めています。

(1) 緊急交通路指定想定路線

【緊急交通路指定想定路線】

路 線 名	区 間
県道 64 号（伊勢原津久井）	伊勢原交差点から梶野交差点までの間

(2) 緊急輸送道路

ア 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

【第1次緊急輸送道路】

路 線 名	区 間
県道 64 号（伊勢原津久井）	全線

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

【第2次緊急輸送道路】

路 線 名	区 間
県道 60 号（厚木清川）	国道 412 号交点～県道 64 号交点
県道 514 号（宮ヶ瀬愛川）	県道 64 号交点～国道 412 号交点

2 輸送路情報伝達方法の拡充

地震等による被害が発生し又は発生しようとしているときにおいて、緊急交通路等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行うことが必要になります。

このため、警察では、道路管理者等関係機関・団体との連携を密にするなど道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、交通監視カメラ、移動式の交通情報表示システム（サインカー）等を導入し、また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を高めるとともに、災害時の信号機、交通情報板等の機能を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進

村は、警察の協力を得て緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続の推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用に進めます。

4 ヘリポートの整備

県及び村は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。

す。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

村では、臨時離着陸場として次の3箇所を指定しています。

【村指定ヘリコプター臨時離発着陸場】

名 称	所 在 地	発着場面積	
		東西×南北(m)	面積(㎡)
緑中学校校庭	煤ヶ谷 1993	70×80	5,600
宮ヶ瀬小・中学校校庭	宮ヶ瀬 954-1	68×60	4,080
消防訓練場	煤ヶ谷 545-2	30×70	2,100

5 復旧資機材の備蓄と整備

大規模災害が発生したとき、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急交通路の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要になります。

村は、被災したときを想定し、応急復旧のための資機材を事前に備蓄するとともに適切な整備を行います。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

第10節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

1 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊や落下物等及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し被災住民の不安を解消するため、応急危険度判定や被災宅地危険度判定が必要となります。

このため、迅速な判定活動が行えるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めます。

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

災害時に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務を遂行できるよう、村は、県と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

災害時に迅速な判定活動が行えるよう、村は、県と協力して想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮・監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努めます。

4 相互支援の体制整備

村は、阪神・淡路大震災の教訓から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、広域的な支援体制が不可欠であるという認識に基づき、県内市町間相互の

協力体制構築に努めます。

5 マニュアルの整備

村は、被災宅地危険度判定に必要となるマニュアルの整備に努めます。

第11節 ライフラインの応急復旧対策

1 上水道対策

村は、災害時における応急復旧を迅速に行うため、(公社)日本水道協会等と連携を図りながら早期復旧を図ります。

2 下水道対策

村は、県と連携し下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

3 電気及びガス対策

電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の村民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や村災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めます。

4 電話、通信対策

東日本電信電話株式会社神奈川事業部は、「災害救助法」が適用された場合等には避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努め、株式会社NTTドコモは、防災関係機関等の通信の確保を図るため「災害救助法」が適用された場合等には避難所、災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努めるとともに、それぞれ災害復旧体制を確立し、回線の早期復旧を図ります。

また、災害発生直後は、電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になることが考えられるため、東日本電信電話株式会社は災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始し、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等については、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

第12節 広域応援体制等の拡充

災害時には、他自治体及び防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県及び市町村は、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、連携強化に努めています。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体及び防災関係機関に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体及び防災関係機関との間の協定締結も考慮しています。

村は、県と連携し応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進め、広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。

1 広域応援の受入体制等の強化

村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。また、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインとして施設名の表示に努めます。

また、国や他自治体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めます。

【広域応援活動拠点】

施設名	所在地
道の駅「清川」駐車場	煤ヶ谷 2129-1
南山運動場	宮ヶ瀬 971-1

2 情報の共有化

村は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急対策活動用備蓄の被災場所への配分方法や部隊の効率的運用方法等について検討していきます。

3 応援機関との連携の強化

村は、相互応援協定締結機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに業務分担を整理し、担当業務への精通を図ります。

第13節 自主防災活動の拡充強化

村民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、村は、こうした自主防災意識及び自主防災活動の向上に努めます。

また、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代の参加や女性の参画に配慮した環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施の促進に努めます。

1 村民等への周知

(1) 村は、防災関係機関と協力して、村民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

(2) 村及び自主防災組織等は、大規模地震等の災害を想定した広域防災訓練やコミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意

識の高揚を図り、災害時に村民の役割が明確になるよう努めるとともに、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

2 自主防災組織の育成

村は、自主防災組織の育成、強化を図るため、防災資機材等の整備に努めます。また、県が実施する防災リーダー研修への参加を促進し、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

3 消防団の機能強化

(1) 村は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、県と協力し、村民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。

(2) 村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。

4 企業等の防災体制の確立等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐水害化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

第14節 災害ボランティア活動への支援

村は、災害時におけるボランティアの需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成を、ボランティア団体のネットワーク組織等と協働して実施します。

1 災害ボランティアの養成及び支援

村は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。

村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

また、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

【災害ボランティア活動拠点】

施設名	所在地
厚木市農業協同組合清川支所	煤ヶ谷 2220-5

2 ネットワークづくりの推進

村は、平常時から災害ボランティア支援団体や地域住民等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、災害時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第15節 防災知識の普及

村は、災害時の被害を軽減させるために「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことを一人ひとりが自覚して行動しなければならないことを日ごろから啓発するとともに、次のとおり村職員及び住民に防災知識の普及を図ります。

1 村職員及び関係機関等に対する研修

村職員に対して、平常時から災害時における役割と業務の習熟を図るため、災害時職員行動マニュアル等を作成・配布し、必要に応じて研修や訓練を実施します。

2 村民に対する普及

村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、住民に対する防災知識の普及を図ります。

特に、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制及び行動についてのルールづくりなど、家庭での予防・安全対策、災害時行動について周知を図ります。

また、要配慮者等への十分な配慮や災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう広報や研修会等を通じて防災知識の普及に努めます。

被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。

村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、村民に対し、危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります。

- ア 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるための防災教育を推進します。

4 耐震診断・耐震改修の普及啓発

村は、住民の耐震相談に的確に対応できるよう、県、防災関係機関及び建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談体制を充実、強化するとともに、耐震診断・耐震改修についての普及・啓発を図るための講習会等の開催に努めます。

第16節 防災訓練の実施

1 総合訓練

大規模地震が発生した場合を想定し、村、防災関係機関及び自主防災隊が一体となり、通信、避難、救助、消防、警備、ライフライン復旧及び災害対策本部の運営訓練等各種訓練を総合的に実施します。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施します。

2 個別訓練

(1) 情報通信訓練

村は、県及び防災関係機関と連携して、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策活動の指示等、迅速かつ適切に行えるよう情報通信訓練を実施します。

(2) 災害対策本部運営訓練

村は、災害対策本部の運営を適切に遂行できるよう、本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、地域防災計画に基づく図上訓練等を実施し、計画の検証をするとともに課題等を整理します。

(3) 消防本部との連携訓練

厚木市消防本部が実施する震災訓練等に参加し、地震発生時の災害対応力の向上を図ります。

第3章 地震災害応急対策

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが不可欠です。

村は、様々な種類の通信手段を活用して被害の規模や程度の情報を収集し、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策活動を進めます。

また、村民や企業等が適切な行動をとるためには、地震や津波に関する情報、交通情報等の情報が必要となります。そのため、村は、県や防災関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努めます。

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとします。

応急対策活動の実施にあたっては、生命・身体を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、飲料水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

第1節 災害時の情報収集・伝達と災害対策本部等の設置

地震発生後、村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策活動の措置状況を迅速に収集し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、村は、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた応急対策を行います。

1 災害時の情報収集・伝達

(1) 村は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに村民等に伝達するとともに、避難情報の発令の措置を行います。

村は、災害の発生に伴い避難情報の発令の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて村民等に伝達するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた村民等への迅速な周知に努めます。

(2) 情報の収集・伝達に必要な通信連絡手段は、一般加入電話、携帯電話、衛星携帯電話及びFAXのほか次のとおりです。

- ・ 県防災行政通信網
- ・ 県災害情報管理システム
- ・ 防災行政無線
- ・ 防災行政無線テレホンサービス
- ・ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）
- ・ 安全安心情報ネットサービス（登録制メール）
- ・ インターネット
- ・ FM放送（宮ヶ瀬レイクサイドエフエム 86.3MHz）

- ・アマチュア無線（清川アマチュア無線クラブ）
 - ・簡易登録局デジタル無線（消防団、交通安全指導隊）
- (3) 村は、通信手段を確保するため、災害時にはちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うための要員を現場に配置します。
- (4) 村は、県及び防災関係機関と連携を密にし、情報の伝達若しくは被害状況の報告その他の応急対策活動に必要な通信については、一般電話、FAX、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して行います。

2 配備体制

(1) 事前配備体制

村は、村内で震度4の地震を観測した場合、又は災害時に、災害対策本部を設置するに至らないが、村内での被害状況等の収集や応急対策活動を検討する必要があるときは、必要に応じて災害対策連絡会議を招集し事前配備体制をとります。

ア 災害対策連絡会議の構成等

災害対策連絡会議は、村長、副村長、教育長、総括参事、会計管理者、各課・局長及び清川分署長で構成します。

また、連絡会議の招集にあわせ、村内のパトロール及び情報収集を実施し、村内での被害の有無を調査・確認します。

イ 配備人員

事前配備体制の人員は、主に総務課、環境上下水道課及び建設農林課が担当し、その他必要に応じて各課・局の職員を配備します。

また、災害対策活動が長期化したときは、職員の勤務体制を交代制にする等の配慮を行い、職員家族の安否確認及び職員の健康保持にも配慮するものとします。

(2) 配備基準

村職員の配備基準は、次のとおりとします。

【職員の配備基準】

区 分	配備時期・基準	配備内容	本部等の設置	配備人員
事前配備 (準備体制)	・ 村内で震度4の地震を観測したとき ・ 村域に災害発生おそれがあるとき	被害状況の収集や警戒活動等の実施主体とする体制	設置しない (連絡会議)	・ 総務課 ・ 環境上下水道課 ・ 建設農林課
1号配備 (警戒体制)	・ 村内で震度5弱の地震を観測したとき ・ 村域に暴風、大雨、洪水等の警報が発せられ、現に災害が発生し又は発生のおそれがあるとき	被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体とする体制	設置あり	・ 課長職以上 ・ 総務課全員 ・ 環境上下水道課全員 ・ 建設農林課全員 ・ 消防団本部 ・ 清川分署
2号配備 (非常警戒体制)	・ 村内で震度5強の地震を観測したとき ・ 村域に局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき	災害応急活動が即時に実施できる体制	設置あり	・ 係長職以上 ・ 総務課全員 ・ 環境上下水道課全員 ・ 建設農林課全員 ・ 消防団全員 ・ 清川分署
3号配備 (非常体制)	・ 村内で震度6弱以上の地震を観測したとき ・ 村内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要としたとき ・ 警戒宣言が発表されたとき	総力をあげて災害応急活動を実施する体制	設置あり	・ 全職員 ・ 消防団全員 ・ 清川分署

(3) 村職員の動員

ア 職員の動員指令

職員の動員は、配備基準に従い、庁内放送等により実施します。勤務時間外には、各課等で作成した動員名簿と職員等連絡系統図により、電話等直ちに行える方法を用いて実施します。

イ 自主登庁

配備人員として、事前に指名された職員は、自宅等で招集命令に備え、配備基準に該当する災害が発生した場合や発生するおそれのあることを知った場合には、動員指令に拘わらず、又、勤務時間によらず、直ちに登庁し、配備体制につきます。

ウ 事前の行動マニュアル作成

具体的な動員手順、参集方法については、事前に各課等において行動マニュアル等で定めます。

エ 登庁における注意事項

(ア) 登庁ルート of 事前確認

職員は、徒歩等での出勤も想定し、あらかじめ登庁ルートを確認しておきます。

(イ) 装備品等の準備

職員は、夜間の動員に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を常に準備しておくものとします。

(ウ) 登庁できないときの対応

職員は、災害の状況により登庁できないときは、最寄りの公的機関等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指名する職員の指示に従い、その業務を応援するものとします。

(4) 村職員の宿泊施設

施設名	所在地
清川幼稚園	煤ヶ谷 2130

3 災害発生直後の被害情報の収集

- (1) 村は、災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲など、被害の規模を推定するため、関連情報の収集に当たります。
- (2) 村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等により県へ報告します。
- (3) 村は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

○消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりです。

（電子メール） fdma-sokuhou@ml.soumu.jp

（NTT回線） 電話：03-5253-7527（平日9:30～18:15）

03-5253-7777（上記以外）

FAX：03-5353-7537（平日9:30～18:15）

03-5353-7553（上記以外）

（消防防災無線） 電話：7-90-49013（平日9:30～18:15）

7-90-49101～2（上記以外）

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置の基準

災害時、村内における災害応急対策を実施するため、村長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより清川村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置します。

本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため、村長が必要と認めたとき、次の基準により設置します。

【災害対策本部設置基準】

ア 地震による本部設置基準

(ア) 村で、震度5弱以上の地震を観測したとき。

(イ) 上記以外の地震により災害が発生し、村長が必要と認めたとき。

イ 風水害等による本部設置基準

(ア) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、本部を設置する必要があると認められるとき。

(イ) 火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき。

(2) 本部長の代行順位

ア 村長に事故がある場合には、副村長がその職務を代行します。

イ さらに、副村長に事故ある場合には、教育長、総括参事が順次その職務を代行します。

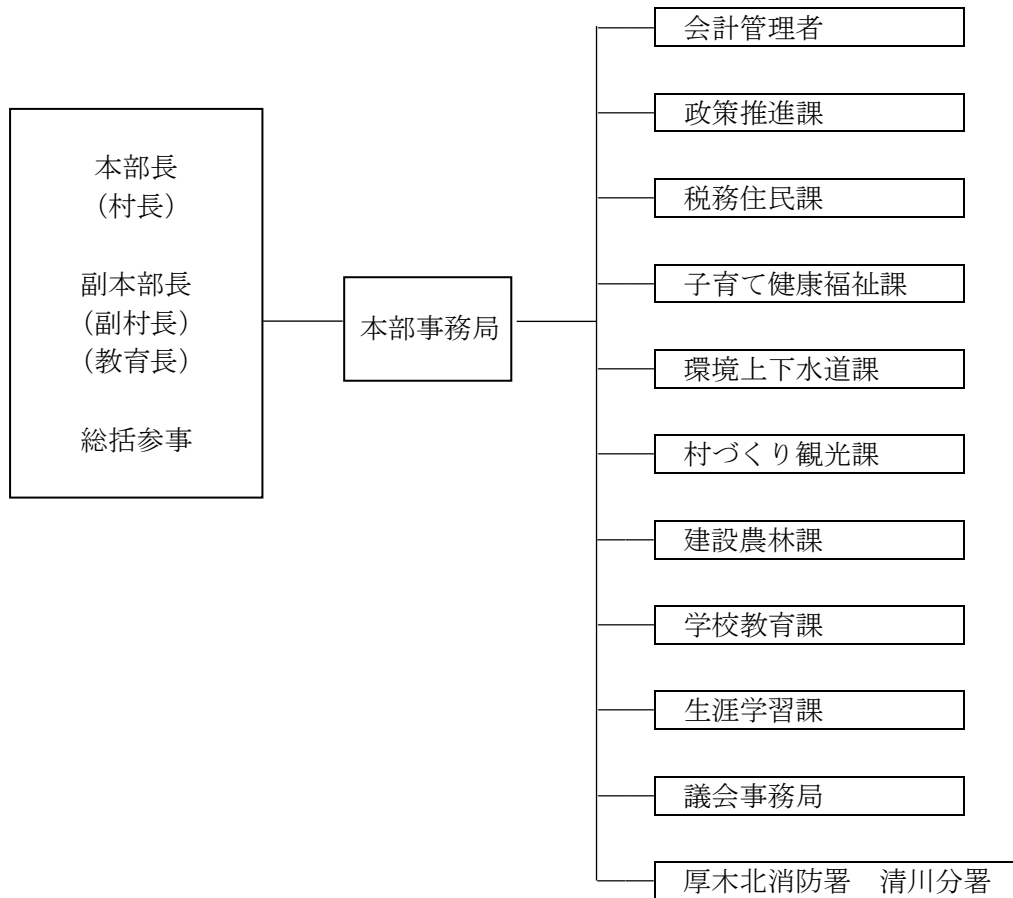
(3) 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として、村役場4階住民センター集会室に設置します。ただし、役場庁舎内に設置が不可能な場合には、保健福祉センターやまびこ館に設置します。

(4) 本部の組織

本部の組織は、清川村災害対策本部条例の定めるところによります。

【災害対策本部組織図】



(5) 本部事務局

本部事務局は、本部の設置・運営、各部からの情報・連絡のとりまとめ、調整を行うものとし、総務課が担当します。

(6) 本部会議の開催

ア 本部会議の開催

災害時には、本部の設置と同時に本部会議を開催する。本部会議の構成は、村長、副村長、教育長、総括参事、会計管理者、各課・局長、清川分署長及び清川村消防団本部役員とします。

イ 本部会議の協議事項

本部会議は次の事項について協議します。

- (ア) 災害対策の総合調整に関すること。
- (イ) 職員等の配備体制に関すること。
- (ウ) 避難指示に関すること。
- (エ) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (オ) 関係機関への応援要請に関すること。
- (カ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- (キ) その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

ウ 本部連絡調整員の設置

各課等には、本部連絡調整員を設置します。なお、本部連絡調整員は、各課等の長が兼任します。

(7) 本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急及び災害復旧等の対策が概ね完了したときは、本部を廃止します。

(8) 本部設置・廃止の周知

村は、本部を設置した場合、若しくは廃止した場合には、直ちに県及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて村民に発表するものとします。

(9) 災害対策本部の事務分担は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて各課は応援を要請することができる。(避難所運営の協力等)

【災害対策本部事務分担表】

課等	分 担 事 務	緊急	応急	復旧
総務課	[本部事務局]			
	1. 災害対策本部の設置及び運営	●	○	
	2. 各課との連絡	○	○	○
	3. 各課からの被災報告の取りまとめ	○	○	○
総務課	4. 村防災会議の運営	○	○	○
	1. 災害情報、気象予報警報の受理、伝達	●	○	
	2. 職員の動員	●		
	3. 避難情報の発令処理	●	○	○
	4. 県及び関係機関との連絡調整	●	○	○
	5. 自衛隊の出動要請	●	○	
	6. 庁舎施設の安全点検及び保全	●	○	○
	7. 車両の調達、配車	○	○	○
	8. 災害時の交通安全対策、防犯対策	○	○	
	9. 被災職員の対応	○	○	○
	10. 災害時における職員の食糧、その他の給付	○	○	
	11. 消防水利施設、資材の確保	○	○	○
	12. 建築物等応急危険度判定	○	○	○
政策推進課	1. 村民からの電話相談対応	●	○	○
	2. 写真等による災害記録	●	○	○
	3. 村内の電気及び通信施設の状況把握	●	○	○
	4. 災害広報	○	○	○
	5. 報道機関との連絡調整	○	○	○
	6. 災害時の緊急支払	○	○	○
	7. 災害活動の出納	○	○	○
	8. 災害対策予算編成及び資金調達	○	○	○
	9. 村有財産の被害状況調査及び応急対策		○	
税務住民	1. 災害死亡者の安置等	●	○	
	2. 被災村民の調査	○	○	○
	3. 埋火葬等の許可	○	○	○
	4. 救助事務連絡	○	○	○

課等	分 担 事 務	緊急	応急	復旧
課	5. 救助実務（収容施設、炊き出し等） 6. 住民相談窓口対応 7. 被災に係る宅地建物の被害調査 8. 村税の減免	○	○	○
子育て健康福祉課	1. 緊急医療、助産等の支援 2. 医師会、歯科医師会、その他関係機関との連絡調整 3. 医療薬品及び器材の整備及び確保 4. 日赤活動との連絡調整 5. 主要食糧等の調達及び被災者に対する割当て 6. 災害時要援護者の支援 7. ボランティアの受付、配分 8. 各種交付金の支払 9. 災害救助法の適用要請 10. 災害地の防疫 11. 福祉施設の被害調査及び応急修理 12. 義援金、寄附金品の受付、出納、保管、配分	●	○	○
環境上下水道課	1. 災害地の清掃及びごみ処理 2. 災害時の公害の監視及び処理 3. 飲料水の供給確保 4. 他の水道事業所との連絡調整 5. 村営水道施設の被害調査及び復旧 6. 下水道の被害調査等	○	○	○
村づくり観光課	1. 商工業及び観光業関係被害状況調査 2. 観光施設の被害調査及び応急修理 3. 被災商工業者及び被災観光業者に対する融資 4. 開発指導中の造成地区の被害調査及び災害応急復旧指導 5. 応急仮設住宅等の建設	○	○	○
建設農林課	1. 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策 2. 道路、橋りょう等の被害調査、応急対策並びに災害復旧 3. 応急対策に必要な土木機械器具及び資機材等の調達 4. 道路、橋りょう等の応急対策並びに災害復旧 5. 水防資材の確保 6. 河川危険箇所の調査 7. 農林産物及び農業用施設の被害調査 8. 農林道の応急修理及び復旧 9. 農林地の被害調査 10. 病虫害、土壌防疫 11. 種苗、農林生産資材等のあつ旋及び融資	●	○	○

課等	分 担 事 務	緊急	応急	復旧
学校教育課	1. 教職員の動員	●	○	○
	2. 避難所の開設及び運営の協力	●	○	○
	3. 教育施設の災害被害調査及び応急対策	○	○	○
	4. 学校その他教育機関との連絡調整	○	○	○
	5. 被災児童、生徒に対する保健対策	○		
	6. 被災児童、生徒に対する学用品の給付、給食		○	○
	7. 災害時の応急教育		○	○
	8. 幼稚園、小中学校の防災計画		○	○
生涯学習課	1. 避難所の開設及び運営の協力	●	○	○
	2. 文化財保護	○	○	○
	3. 社会教育施設の災害応急対策及び被害調査		○	○
議会事務局	1. 議会関係の連絡調整	○	○	○
	2. その他各課の協力事項	○	○	○
	3. 視察、見舞等主要来庁者の接遇	○	○	○
	4. その他各課に属さないこと	○	○	○

(●は災害発生後3時間に対応、○は●の後に対応)

5 現地対策本部の設置等

(1) 設置

本部が設置された場合、必要に応じて被災地に現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置します。設置基準は本部の設置基準に準ずるものとします。

【防災活動拠点施設】

施 設 名	所 在 地
村役場庁舎	煤ヶ谷 2216
県立宮ヶ瀬やまなみセンター	宮ヶ瀬 940-4

(2) 指揮権限者

現地本部の本部長は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者としてします。

(3) 業務

大規模な災害が発生した場合は、次によって対応します。

- ア 地区内の住民の安全確保(避難誘導)
- イ 無線等を利用した本部との情報交換連絡体制の確保
- ウ 被災状況の情報収集
- エ 災害状況や復旧の対応についての広報

(4) 廃止

各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは現地本部を廃止します。

6 災害広報の実施

村は、災害時に住民等の混乱防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにするため、速やかに連絡広報班を設置し、適切かつ迅速な広報活動を行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

また、被災者からの問い合わせや相談に対する窓口を速やかに設置し、被災後の村民の不安等の解消に努めます。

(1) 広報の手段・内容

村は、防災行政無線、公用車、インターネットホームページ及び地域コミュニティFM放送局などにより、次の事項について村民等に対して広報活動を行います。

- ア 災害の状況に関すること。
- イ 避難に関すること。
- ウ 応急対策活動の状況に関すること。
- エ その他住民生活に必要なこと。

(2) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害時の広報計画に基づき、村民、利用者への交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、村、県及び報道機関に広報を要請します。

7 通信手段の確保

- (1) 村は、災害時において、災害情報連絡の通信手段を確保するために、地上系無線、有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、速やかに施設の復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場へ配置します。
- (2) 県、村及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策活動に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。
- (3) 村は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、通信の緊急度に応じ非常、又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急、消火活動

(1) 村民及び自主防災組織の役割

ア 村民は、まず、自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 村民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 村の役割

ア 村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、医療機関等が被災したときは、医師会などの関係機関の協力のもと「神奈川県救急医療情報システム(広域災害・救急医療情報システム)」を活用して、広域的な救急活動を実施します。また、厚木市消防本部と連携し、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。

イ 村は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

ウ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

2 医療救護活動

(1) 村医療本部

村は、医療救護活動を行うため、医療本部を設置します。

(2) 村医療救護班

村は、災害時に傷病者の収容・搬送拠点における、トリアージ、救急措置等を行うために、医療本部内に医療救護班を編成します。

(3) 医師会医療救護班

医師会医療救護班は、大規模な災害が発生したとき又は村から医療救護活動の要請があったときは、あらかじめ定められた編成による医療救護班を組織し、医療救護活動を実施します。医師会医療救護班の業務内容は、次のとおりです。

ア 傷病者に対する応急措置

イ 高度医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 助産活動

エ 死亡の確認

(4) 広域医療活動体制

村長は、村域の医療救護班のみでは医療活動の実施が困難であると認めたときは、県知事に、医療救護班等の派遣要請を行います。

3 医薬品等の確保

村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用や業者から調達しますが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

4 救護所の設置

村は、迅速な医療救護活動を実施するため災害対策本部が定める救護所を設置します。

5 重傷病者の搬送及び収容

(1) 後方医療機関への搬送

重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施します。

【災害拠点病院】

施設名	所在地
厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36
大和市立病院	大和市深見西 8-3-6

(2) 搬送車両

搬送は消防機関の救急車両により行うが、確保できない場合は、村及び救護班等で確保した車両により搬送します。

(3) ヘリコプター等による搬送

道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県等に要請し、ヘリコプター等により実施します。

第3節 避難対策

村は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

村民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難指示、又は緊急安全確保が出された場合には、直ちに、安全に十分配慮しながら避難します。自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難情報の発令等の措置を行います。

(1) 村長の措置

村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することとします。

また、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることとします。

村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

(2) 避難指示の内容

村長による避難指示を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。

- ・避難を要する理由
- ・避難指示の対象地域
- ・避難先とその場所
- ・避難経路
- ・注意事項

2 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

村は、自ら避難情報の発令を行った場合は、あるいは他機関からその旨通知を受けた場合は、のその旨を県知事に報告します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

(2) 村民への周知

村は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車等による災害広報により村民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

3 指定避難所の開設・運営管理

村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

村は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、施設管理者又は自主防災組織の判断により、指定避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、指定避難所された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 指定避難所の周知

村は、指定避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 村は、避難所運営マニュアルに基づき、自主防災組織等の地域住民を中心として構成する避難所運営組織を設置し、避難所の円滑な運営を行います。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めます。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、村民、自主防災組織、災害ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 村は、避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告します。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。

ウ 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、

安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

エ 村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターや社会福祉協議会等と連携して対応します。

オ 村は、避難所の設置運営に必要があるとき、県に協力を要請します。

カ 村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施します。また、避難生活が長期にわたるときに備えて国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努めます。

キ 村は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

ク 村は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

ケ 村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

コ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

サ 村は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

シ 避難所の運営管理を円滑かつ適切に行うため、避難所運営マニュアルを作成するとともに、自主防災組織及び自治会等による避難所開設運営訓練を推進します。

4 避難路の通行確保と避難の誘導

村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防団員、警察官、自主防災組織その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。

また、県及び村は災害種別一般図記号を使った避難誘導標識の見方に関する周知に努めます。

5 帰宅困難者への対応

(1) 県及び村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞り場所の確保等の支援に努めます。滞り場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。

(2) 村は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県及び交通事業者への情報伝達を行います。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。

6 広域避難

村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断

した場合には、県内の他の市町への住民の受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

7 広域一時滞在

村は、大規模な災害が発生し、村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町への住民の受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができます。

8 避難所外避難者への対策

村は、関係機関等と連携し、住宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や物資等の供給、健康状態の把握などに努めます。

9 応急仮設住宅等

応急仮設住宅への入居者の募集については、県の協力のもとに行い、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

10 要配慮者への配慮

- (1) 村は、要配慮者の避難生活が安心してできるよう支援体制を整備し、情報等の提供についても十分配慮します。また、避難所での健康状態の把握に努めます。
- (2) 村は、要配慮者に対して、ホームヘルパーの派遣、車椅子などの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の要配慮者の所在情報について自主防災組織等を通じて把握し、迅速に避難できるよう努めます。
- (3) 村は、避難所の運営にあたって、要配慮者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、外国人に十分配慮します。
- (5) 村は、要配慮者が必要な生活支援を受けられ、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定し、社会福祉施設との連携を強化し、災害時の協定を結ぶことを推進し、避難所の充実に努めます。
- (6) 村は、要配慮者の内、聴覚障害、視覚障害、知的障害者及び透析患者等については、原則として家族と避難ができるよう努めます。
- (7) 村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。
- (8) 村は、災害時に身体障害者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れに配慮します。

第4節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

県及び村は、被災者の健康保持のため、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

- (1) 村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 県及び村は、地震災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。
- (3) 村は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握します。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (4) 村は、災害時に発生した災害廃棄物の処理等について、適切な対応をとるため、「神奈川県災害廃棄物等処理計画」に沿った災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進を図ります。
また、災害に伴う倒壊家屋などからの大量な廃棄物、大型の不燃物等については、暫定的に次の場所に一時置きし、必要に応じて「神奈川県災害廃棄物等処理計画」に沿って県及び県内の市町に、災害廃棄物処理に関する支援要請等を行っていきます。

【災害廃棄物一時集積場所】

施設名	所在地
村リサイクルセンター	宮ヶ瀬 464-9
村運動公園	煤ヶ谷 1518-2
宮の平地区駐車場	宮ヶ瀬宮の平地区

2 防疫対策

- (1) 村は、災害時の生活環境の悪化に伴う感染症の流行を未然に防止するため、県の指示に基づき、次の防疫対策を実施します。
 - ア 管内における道路側溝、公園等公共の場所を中心に清掃します。
 - イ 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、村は、被災地の状況に応じ、的確な指導あるいは指示を行います。
 - ウ 収集したごみ、災害廃棄物、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。
 - エ 村は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。消毒の実施にあつては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補うとともに、適切な場所に配置します。
 - オ ねずみ族、昆虫の駆除に必要な器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等を調達し、法令に基づき駆除します。

カ 県の指示に従い臨時の予防接種をするときは、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置します。

キ 感染症の発生状況及び防疫活動状況等について、村民等に周知します。

ク 必要に応じ県に対し薬品、器具等の調達、あっせんを依頼します。

3 行方不明者の搜索、遺体対策等

村は、行方不明者の搜索、遺体の処理、埋葬について、防災関係機関と緊密な連携のもとに迅速に対応します。

村は、遺体の処理について、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のための必要な物資の調達等を関係機関の協力を得て実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

(1) 行方不明者の搜索

警察署及び消防機関等が協力し、次により迅速かつ的確に行方不明者の搜索を行います。

ア 行方不明の届出の受理は、災害対策本部で実施します。

イ 届出の受理にあたっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明搜索届出書に記録しておきます。

ウ 本部長は、届出に基づき、関係部署に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施する。

エ 搜索にあたっては、地元関係者の協力を得、警察官の出動を要請し、機械器具の借り上げを行う。

(2) 広報

村及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

(3) 通報

村は、遺体を取り扱ったときは、警察署に通報します。

(4) 見分・検視

警察署は、遺体の見分・検視を行います。

(5) 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。また、検案後、村は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

(6) 遺体の収容

村は、災害状況に応じて選定した場所に、遺体収容所及び遺体安置所を開設し、搜索により収容された遺体を収容するとともに、見分・検視、検案後の遺体を安置します。

(7) 身元確認、身元引受人の発見

村は、警察署、歯科医師、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(8) 遺体の引き渡し

警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を村に引き渡します。

この際、村は、遺体引き渡し作業に協力します。

(9) 身元不明遺体の処理

村は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬又は火葬を行います。

(10) 資機材の調達

村は、警察署、県、他市町と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保をします。

また、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

(11) 遺体の埋火葬

ア 遺体の引取人がないとき又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、村が仮埋葬又は火葬の処理を行います。

なお、村は遺体処理台帳を作成し、事後確認のため、遺体の写真撮影、遺留品の保存などの措置を行います。

イ 埋火葬の程度は、応急火葬であり、埋葬台帳により、必要事項の処理を行います。

ウ 必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、村は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

村は、災害時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 村は、水道施設による飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

また、(公社)日本水道協会に対しても飲料水の確保を要請します。

イ 村は、応急給水用飲料水の確保に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

村は、給水班を組織し、確保した飲料水のほか、村内の小・中学校等の受水槽、高架水槽、プール保有水等を活用して応急給水を実施します。また、村は、給水が困難なときは、ペットボトル飲料水等及び給水車派遣は(公社)日本水道協会に支援を要請します。

イ 応急復旧

村は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設の復旧を図るため、(公社)日本水道協会等に応援要請を行います。

(4) 飲料水以外の生活用水の供給

村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

す。

また、供給可能な井戸を災害時協力井戸として登録することで、村民の生活用水の確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

村は、備蓄食料を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料などを調達し、被災者に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 村は、備蓄食料も含め食料品の提供に努め、不足したときは、調達計画に基づく村内事業者等との災害協定により食料品を調達し、被災者に供給するとともに、応急給食を実施します。

イ 村は、必要な食料品の調達が困難なときは、県に対して支援を要請します。

ただし、政府保有米の供給については、交通・通信の断絶により県の指示が得られないとき、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、直接農林水産省に要請します。

(3) 調達食料等の集配と配分

村は、県及び村内事業者等から調達した食料等を物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所などへ配送します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料、その他。

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 村は、備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、不足したときは、調達計画に基づく村内事業者等との災害協定により生活必需物資及び応援物資を被災者に供給します。

イ 必要な生活物資の調達が困難なときは、県に対して支援を要請します。

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

村は、県及び村内事業者等から調達した生活必需物資等を物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

第6節 文教対策

1 児童・生徒等保護対策

(1) 児童・生徒の安全確保及び一時避難

机等の下に隠れる、防災頭巾等をかぶって避難する等、各学校の防災計画に基づき対応します。登校途中の場合は、児童・生徒は自身の安全を確保し、原則として登校した後、保護者による引き渡し下校とします。下校途中の場合は、家までの距離や家人の有無等により、家に帰るか学校に戻るかを判断させます。

(2) 校内災害対策本部の設置

震度が5弱以上の地震が発生した場合、校内に災害対策本部を設置します。

(3) 児童・生徒の下校

ア 村内の震度が5弱以上だった場合、全小・中学校は臨時休校措置をとるとともに、安全確認をした上で、保護者に連絡を取り、できるだけ速やかに児童・生徒を保護者に引き渡します。

イ 小学校においては保護者への引き渡しによる下校を行うこととし、保護者が引き取りに来るまで児童は学校に留め置きます。

ウ 中学校については、震度が5弱だった場合は教職員が引率しての集団下校を基本とし、求めに応じて保護者への引き渡しを認めるものとします。震度が5強以上だった場合は保護者への引き渡しの措置をとることとし、家に入れない生徒については、保護者へ引き渡すまでの間、学校に留め置きます。

エ 上記のア～ウについては、村教育委員会及び各学校が年度当初から保護者や地域・自治会等へ、HPへの掲載のほか様々な機会を捉えて周知します。

オ 地震やそれに派生する情報については各学校がテレビやラジオ等から入手します。放課後児童クラブの指導員は保護者にかかわる情報の提供を行います。

(4) 児童・生徒を保護者に引き渡しできない状況では、状況を踏まえての判断は校内災害対策本部において行うことを原則とします。

ア 現状の確認と把握

(ア) 学校内に残っている児童・生徒の人数、学年・組、保護者との連絡状況等

(イ) 道路・交通状況、地域の状況、児童・生徒・保護者・帰宅困難者・地域の村民等が学校に宿泊するかどうか、避難所開設の有無等

(ウ) (ア) 及び (イ) を総合的に検討し、必要な教職員（メンバー・人数等）を決定

(エ) 学校の状況や対応（宿泊すること、その人数等）を村教育委員会へ報告

イ 具体的な対応についての共通理解

児童・生徒をどのスペースに宿泊させるか、食事をどうするか、停電時の対応、水道やトイレが使用できない場合の対応等

避難所が開設される場合は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会と連絡調整しながら対応することを確認します。

ウ 学校に残る教職員の組織・役割分担等確認

エ 学校に残らない教職員の退出のタイミングの判断

(5) 児童・生徒、教職員等の安否確認と村教育委員会への報告を行います。

(6) 学校施設の安全点検及び村教育委員会への報告を行います

(7) 肢体不自由などの障害のある児童・生徒については、当該学校に開設された避難所に入所した後、状況によっては、福祉行政が準備する福祉避難所等に移動します。

2 被害状況の把握とその体制等

(1) 学校長は、教職員を動員して、防火点検及び危険物の点検等必要な調査を行います。

(2) 学校長は、施設の被害状況の調査結果を、村教育委員会に報告します。

(3) 村教育委員会は、小・中学校の被害状況を整理し、災害対策本部に報告します。

また、村教育委員会は、被害状況に基づき施設及び設備等の機能確保に必要な活動を行います。

(4) 村教育委員会は、被害状況等を整理し、県央教育事務所を通じて、県教育委員会に報告します。

(5) 村は、避難所となっている小・中学校を優先して施設の危険度判定を実施します。

3 施設の応急復旧等

(1) 校舎

ア 被害の軽微な校舎については、速やかに修理を行います。

イ 教室に不足を生じた場合は、特別教室及び体育館を一時転用します。

ウ 上記によっても不足を生じる場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置を行います。

エ この他、被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用します。

(2) 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行います。

(3) 備品

焼失、破損等により備品が滅失若しくは使用不能となった場合は、速やかに調達し授業に支障を来さないよう配慮するものとします。

4 応急教育

(1) 応急教育の実施

応急教育については、学校施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を避難所に供している状況、教職員の確保の状況、児童・生徒等及び児童・生徒等の家族の被災の程度、交通機関及び道路の復旧状況等を勘案して、村教育委員会と学校長が協議し、教育長の判断に従って次の方法により行います。また、学校長は応急教育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡します。

ア 施設が被災し又は避難所となっている場合

(ア) 校舎の一部が被災し又は避難所として使用され、授業に使用することが不可能となった場合は、残存する安全な校舎等を使用して学級合併授業等の方法により授業を実施します。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧又は使用が可能となる見込みのある場合は臨時休校の措置をとり、その期間中は学習内容の指示、生活指導など臨機の方法による教育を行うものとします。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要するか校舎の使用が可能となるまでに長期間を要する場合は、応急仮設校舎の建設を行うほか、県立の施設の使用について県知事に要請します。

イ 道路、交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童・生徒等が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置を取ります。

(イ) 一定地域の児童・生徒等が登校できない場合は、臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置を取ります。

(ウ) 半数以上の児童・生徒等が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置を取ります。

(エ) 登下校に長時間を要する場合は、状況に応じて始業及び終業時間を変更し、又は短縮授業を行います。

ウ 児童・生徒等が被災した場合

(ア) 児童・生徒等が避難のため個別に居住地を離れた場合は、避難先地区の学校に入学

させ、授業を受けさせます。このため、村教育委員会は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、入学をさせる必要のある児童・生徒等の有無を調査するものとします。

- (イ) 児童・生徒等が集団避難した場合は、避難先地区の学校を指定し、合併授業等の措置を取り、授業を受けさせます。このため、村教育委員会は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、避難先地区の学校を指定するための児童・生徒等の調査を行うものとします。

(2) 学校が避難所となる場合の学校運営と避難所運営に係る留意点

ア 避難所運営は、村職員、自主防災組織及び教職員等で組織する、避難所運営委員会により運営します。

イ 学校長は、運営委員会において、避難所として開放する部分の明確化と、使用禁止部分への立入り禁止の措置の徹底を行います。

また、避難所運営に必要な器材等（電話、掲示板、洗濯機及び掃除機等）の使用及び設置等に協力します。

ウ 学校長は、応急教育の実施等に伴い他校との調整を必要とする事項については、村教育委員会に協議するものとします。

(3) 教職員の確保

村教育委員会は、教職員の被災等により応急教育を実施するための教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会の下承を得て、補充教員の臨時的任用又は一時的な教職員の編成替え等により必要な教職員の確保に努めます。

また、上記の措置を講じて、なお応急教育の実施に必要な教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して応援要請を行います。

(4) 学用品の支給等

ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の給与を行います。同法が適用されない場合には災害の規模範囲、程度等により村教育委員会が別に定めるところによります。これらの場合、村教育委員会は、学校長と協力して調達配分につき協議するものとします。

イ 給与額

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費（現物給与）

(イ) 文房具、通学用品代

災害救助法に定める金額とします。

(5) 応急教育に伴う給食

学校給食センターにおいて完全給食の実施に努めます。

5 避難対策

小中学校においては、消防法第8条と村地域防災計画に基づき適切な避難を行うとともに、児童・生徒等の安全を確保するため、随時、学校長は避難訓練を実施し、災害に対処するものとします。

6 幼稚園等の対策

(1) 応急保育の実施

村教育委員会及び子育て健康福祉課は、幼稚園及び保育園からの報告を基に応急保育の

実施を検討します。実施にあたっては、保育する施設について適切な場所を選定するとともに、保護者の意向を確認して行うものとします。

(2) 避難対策

幼稚園、保育園における避難対策は、小・中学校に準じます。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

救助・救急、消火及び医療救護活動時の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施します。また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 災害対策基本法に基づく措置（災害対策基本法第76条、第76条の2、3及び4）

ア 県公安委員会は、災害が発生している場所等の区域又は区間を指定した緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行います。

イ 警察は、上記措置を周知します。

ウ 車両運転手は、指定された区域外へ車両を移動し又は妨害にならない方法で駐車します。

エ 警察官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。また、命令が実施されないときは、やむを得ない限度において移動若しくは障害物等を破損、除去することができます。

オ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、上記エの措置を行うことができます。当該命令をし、又は措置を行ったときは、所轄の警察署長にその旨を通知します。

(2) 道路管理者の措置

ア 村は、破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めたときは、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限します。

イ 村は、上記の措置を実施しようとするとき又は実施したときは、直ちに所轄の警察署長に通知します。

ウ 村は、上記の措置を明確にする標識を設けます。

(3) 村は、警察と相互に連携を保ち、交通規制の適切な運用を図ります。

(4) 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、原則として当該道路の管理者が行います。ただし、緊急を要し、当該道路管理者に通報して応急復旧を待ついとまがないときは、村は、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとします。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び村は、指定地の中から適所を選定し、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

2 緊急輸送

村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとします。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ・救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- ・後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

- ・上記第1段階の続行
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ・上記第2段階の続行
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。ただし、道路交通法に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続を省略します。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

村の保有車両及び調達車両（県の調達車両等を除く。）の緊急通行車両確認申請は、緊急通行車両確認申出書（警察署、交通検問所等に備え付けられている。）に必要事項を記載の上、県公安委員会に申請します。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 警察署、交通検問所等で緊急通行車両であると認定されたものについては、確認証明書及び確認標章が交付されます。

イ 交付を受けた証明書は、当該車両を運行する運行責任者に常に携帯させるものとします。

ウ 交付を受けた運行責任者は、当該標章を車両の運転者席前面の見やすい箇所に掲示するものとします。

5 障害物の除去

被災地には、道路上に障害物が散乱し、道路の陥没や亀裂などにより緊急物資の輸送に支障を来すおそれがあります。このため、村、県及び道路管理者は、緊急輸送路等を確保するため、道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施します。

障害物は、原則として村リサイクルセンターに一時集積します。ただし、災害の状況によっては、付近の遊休地、空地等を利用するものとします。

村は、障害物の除去が実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

第8節 警備・救助対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

1 警備体制の確立

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは大地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

(2) 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

(2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

(4) 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

(5) 危険物等対策

大規模地震発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

(7) ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

第9節 ライフラインの応急復旧活動

1 上水道施設

(1) 災害時の活動体制

ア 給水対策

応急給水については、第3章第5節によります。

イ 動員体制の確立

(ア) 動員体制の確立

村は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため、動員体制を確立します。

(イ) 職員等の応援要請

不足する人員については、他の村職員及び県職員、自衛隊、他の公共機関及び水道関係業者の応援を求めます。

(ウ) 資機材の調達

村は、不足する資機材については、県備蓄資機材、業者資機材及びメーカーから迅速に調達するとともに（公社）日本水道協会へ応援要請を行います。

ウ 協力体制の確立

災害時における応急対策、応急復旧に要する資機材及び労力について、(公社)日本水道協会と相互応援を図ります。

防災関係機関や民間の協力を得るため、関係業者等とあらかじめ協議し協定を締結し、協力の申し入れ等を行います。

(2) 応急復旧対策

被災地における水道施設の応急復旧は、応急復旧要員の確保及び資機材を調達して、復旧作業を進めます。

(3) 災害時の広報

村は、災害発生後、被害状況と被害施設の復旧見込みの情報を村民に広報します。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

本部の非常配備体制に基づき、村職員を配置し、直ちに次の措置をとります。

ア 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図ります。

イ 下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材の確保に努めます。

(2) 応急復旧対策

下水管渠の被害に対しては、調査を実施して汚水の流れに支障のないように迅速に応急措置をとるとともに、本復旧の方針・計画を決定し、被害程度に応じた応急復旧又は本復旧を行います。

(3) 災害時の広報

本部事務局では、関係機関と連絡を密にして下水道施設の被害状況、復旧の状況等を把握し、村民に広報します。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

(1) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

(2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。

(3) 災害時には、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

(4) 災害時における復旧資材を次により確保します。

- ・現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
- ・復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図ります。
- ・災害時には、復旧資材置場としての用地を確保します。

(5) 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 電話（通信）施設（東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

- (1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。

- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧の実施にあたっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

第10節 被災者等への情報提供、相談に関する活動

1 被災者等への情報提供

村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、村民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

また、被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

村は、被災者から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。なお、相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救助期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

(3) 物価の安定、物資の安定供給

村は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

また、事業者等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努

めます。

第11節 広域的応援体制

1 受援体制

清川村において大規模な災害が発生した場合には、本村独自での対応には限界があり、村外からの応援を有効に活用し災害応急対策、復旧・復興措置を行うことが重要です。

このため、村外からの応援を円滑に受け入れる体制を早期に確立し、警察・消防・自衛隊などの応援部隊、救援物資及びボランティアなどを速やかに受け入れ、効率的かつ効果的な災害対策を実行します。

2 応援要請

災害対策本部は、迅速かつ効率的に応援を受け入れるため、被害状況、災害応急活動の状況及び人員・物資の充足状況を把握し、県、警察、自衛隊、関係機関及び災害応援協定締結市町に連絡し、応援を要請します。

3 調整会議

災害応急対策は、村、県、消防、警察、自衛隊及び防災関係機関等、多数の機関が合同で行います。その際、各機関の特性に応じた有機的な連携、協力により最大限の効果を発揮できるよう調整を緊密に行うことが必要です。

災害対策本部は、広域的な応援を円滑に受け入れ、救助活動、消火活動及び被災者支援等を効率的かつ効果的に実施するため、調整会議を定期的に開催し、情報及び状況認識の共有を図ります。

4 応援部隊の活動拠点等の指定

応援部隊の活動拠点は、宿泊の有無、活動車両の駐車スペース、進入経路及び臨時ヘリポートの必要性の有無等を考慮したうえで選定し、受け入れ体制を確立します。

活動拠点の開設は、各応援部隊が行います。

災害対策本部は、必要に応じ活動拠点の施設管理者に対し、施設の開錠、使用可能区域及び立入禁止区域の設定等を依頼します。

5 ヘリポートの開設

道路寸断及び渋滞等により陸上輸送が困難な状況においても必要な輸送力を確保するため、臨時ヘリポートを開設し、緊急の航空輸送を確保します。

【村指定ヘリコプター臨時離発着場】

名 称	所 在 地	発着場面積	
		東西×南北(m)	面積(m ²)
緑中学校校庭	煤ヶ谷 1993	70×80	5,600
宮ヶ瀬小・中学校校庭	宮ヶ瀬 954-1	68×60	4,080
消防訓練場	煤ヶ谷 545-2	30×70	2,100

6 通信・連絡手段の確保

広域的な応援要請の連絡及び県、市町村の災害対策本部との連絡は、原則として、県防

災行政通信網（有線系・衛星系）を使用します。

災害現場等の村職員との連絡には、衛星電話や携帯電話を使用します。

7 救助・消火活動

大規模な地震が発生した場合には、倒壊家屋及び土砂崩れなどによる生き埋め者の人命救助、火災の拡大を防ぐための消火活動などの応急措置がきわめて重要となります。

災害対応においては、人命救助を最優先として活動します。そのため、あらゆる手段を活用して救助活動を行います。

8 医療活動

(1) 基本的考え方

大規模な地震が発生した場合には、村内の医療・救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、重症患者の受入・治療などに十分な対応ができない事態が想定されます。しかしながら、重症患者の治療は緊急を要するため発災直後から早急に行うことが必要です。

そのため、被災地外から救護班を受け入れるとともに、村内では対応が困難な重症患者をヘリコプターなどにより被災地外の医療機関へ搬送します。

(2) 医療活動拠点と救護活動体制

村は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、医師会等関係団体と連携を図り、医療救護班の組織体制充実のため、医師及び看護師の確保に努めます。その際、救護能力を強化するため村外からの救護班を積極的に受け入れます。

救護所の選定においては、輸送路の確保、衛生管理、水の確保などを考慮します。

9 輸送活動

(1) 基本的考え方

災害時において、消火・救急・救助活動、患者輸送及び緊急物資輸送を円滑に行うためには、輸送路の確保が重要です。

県は、応援部隊及び緊急物資を円滑に輸送するため、緊急輸送路の確保に努めます。

村は、県が指定する緊急輸送道路以外で、当面の災害対策又は避難者支援に必要な輸送路の確保に努めます。

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送路を速やかに確保するため、県土木事務所と連携するとともに清川村建設協力会との協定により応急復旧工事等を速やかに要請します。

また、状況によっては、県を通じて、村外からの土木業者の応援を依頼します。その際、清川村建設協力会との連携を密に行います。

10 物資調達

(1) 物資調達の概要

大規模な災害が発生した場合、次の手順により物資を調達します。

ア 村民は、自ら備蓄した物資及び保有物資により当面の生活を維持します。

イ 村は、備蓄している物資を被災者へ提供します。

ウ 村は、協定を締結している民間業者等に対し物資の供給を要請します。

エ 物資が不足する場合は、県へ調達を要請します。

(2) 物資の集積・配分拠点の指定

災害対策本部は、避難所等へ緊急物資を配送する中継地として、物資の集積・配分拠点を開設します。

11 関係機関等への応援要請

(1) 警察（広域緊急援助隊）

県知事に対し、警察法第 60 条第 1 項の規定に基づき、援助の要求を行うよう依頼します。

広域緊急援助隊の受入においては、厚木警察署と連携し、活動拠点の設定、活動内容の調整を行います。

(2) 自衛隊

ア 自衛隊派遣要請の判断

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めます。併せて、第 4 施設群長に対し情報を提供します。

その際、被害状況の把握等の情報収集、行方不明者の搜索活動、消火活動、緊急輸送及び給水・炊き出しなど、支援を要請する事項を明らかにしたうえで派遣の要請を求めます。

イ 自衛隊派遣要請の要領

自衛隊の派遣を要請する場合、「派遣要請書」により県知事（神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課）に対し要求します。その際、県央地域県政総合センター及び厚木警察署へ連絡します。

ただし、急を要する場合には、まず電話等で要求した後に派遣要請書を提出することとします。

(3) 行政機関への広域応援要請

災害発生後、現有の人員、資機材、物資では災害応急対策の実施が困難であると判断した場合、相互応援協定及び災害対策基本法（第 29 条、第 30 条、第 67 条、第 68 条）に基づき、神奈川県、他の地方公共団体、防災関係機関等に応援を要請します。

(4) ライフライン関係業者

ライフライン関係業者は、ライフラインの復旧作業を行います。その際、災害対策本部との連絡・調整を緊密に行います。

ア 電気事業者：東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社

イ 通信事業者：東日本電信電話株式会社神奈川事業部

(5) ボランティア団体

「災害ボランティア支援センター」を社会福祉協議会に開設します。

ボランティアの受け入れにおいては、社会福祉協議会の協力により実施します。

第 12 節 災害救助法関係

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条の定めるところによりますが、本村における具体的適用基準は、次のとおりです。

(1) 村内において住家の滅失した世帯数が 30 世帯以上のとき

- (2) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上であって、村内において住家の滅失した世帯数が 15 世帯以上のとき
- (3) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が 12,000 世帯以上であって、村内において住家の滅失した世帯数が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情があるときであって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがあるとき

※注 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼等著しい損傷を受けた世帯については 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とします。

2 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

村長は、災害に際し、本村における災害が前記 1 の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときで、かつ、被災者が現に災害救助法第 4 条に規定する応急的な救助を必要としているときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。

ア 災害発生時の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を必要とする期間

エ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

村長は、災害の事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、知事が行う救助の補助として災害救助法第 13 条の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

3 救助の種類

救助の種類及び実施期間等は、次のとおりです。

救助の種類		実施期間等
(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	避難場所	7 日以内
	応急仮設住宅	20 日以内に着工
	応急仮設住宅を供与する期間	建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期限まで
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
	飲料水	7 日以内
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10 日以内
(4) 医療及び助産	医療	14 日以内
	助産	7 日以内
(5) 被災者の救出		3 日以内
(6) 被災した住宅の応急処理		1 ヶ月以内に完了
(7) 学用品の給与	教科書	1 ヶ月以内
	その他の学用品	15 日以内
(8) 埋葬		10 日以内
(9) 死体の搜索		10 日以内
(10) 死体の処理		10 日以内
(11) 障害物の除去		10 日以内
(12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用		当該救助を実施する期間内

昭和 40 年 9 月 10 日神奈川県告示第 561 号、改正 平成 26 年 4 月 28 日第 237 号

4 義援物資及び義援金

(1) 義援物資

村は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

村は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

(2) 義援金

村は、義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、社会福祉法人清川村社会福祉協議会等と連携し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

5 災害弔慰金等

- (1) 村長は、一定規模以上の災害により死亡した村民の遺族に対しては災害弔慰金を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に対しては災害障害見舞

金を支給します。

- (2) 村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付します。

第13節 災害ボランティアの支援活動

1 ボランティアの受け入れ

- (1) 村は、受入れに際しては、災害の程度、規模及び被害状況を把握し、応援状況を考慮の上決定します。
- (2) 村は、受入れ決定後、災害の程度、場所、期間等について具体的に指示します。

2 ボランティア事務局

- (1) ボランティアに係る事務局（ボランティアの受付、管理等の事務全般）は、村及び村社会福祉協議会等が協力して行います。
- (2) 村は、事務局の円滑な運営のため、ボランティアの横断的な組織作りを支援します。

3 活動拠点の設置

- (1) 村、村社会福祉協議会及び災害ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティア支援センターを設置します。
- (2) 災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア事務局が災害対策本部と連携を図り運営します。
- (3) 災害ボランティア支援センターの運営に係る経費は、村が負担します。

4 ボランティアの派遣要請等

ボランティアの派遣要請等は、次のとおり行います。

- (1) ボランティア派遣の要請は、災害対策本部からボランティア事務局へ行います。
- (2) ボランティア事務局は、災害対策本部に要請状況等を報告します。

5 ボランティアへの活動要請の範囲

ボランティアへの活動要請の範囲は、災害対策本部に対する支援を主とし、次のとおりとします。

- (1) 避難所等の運営の援助
- (2) 救援物資の受入れ、配分、運搬等
- (3) 給水、給食活動の援助
- (4) その他救援に必要な活動

6 ボランティア活動の支援

ボランティア活動を円滑にするため、村は、次の支援を行います。

- (1) ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (2) 災害ボランティア保険料の負担

- (3) 必要な情報の正確・迅速な提供
- (4) その他

7 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れ及び派遣の期間は、災害の状況に応じ、災害対策本部が調整して定めます。

第14節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じます。

1 水害・土砂災害対策

県及び村は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施します。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じ専門技術者等を活用して行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や村民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

さらに村は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施します。

2 建築物及び敷地対策

- (1) 県及び村は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、村民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

- (2) 建設業者等も、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たします。

3 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。
- (2) 県、村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部等）を庁内に設置します。

また、当該組織内における復興計画の策定を進める担当部署において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各課との調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、村は、特に人材を必要とする部門については、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

(1) 派遣職員の受入れ

村は、不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度等に基づき、職員の派遣又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

そこで、県が締結している「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を県に要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れます。

第2節 復興対策の実施

1 復興に関する調査

(1) 建築物の被災状況に関する調査

村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

ア 公園等の被災状況調査

村は、避難場所や応急仮設住宅用地となる公園等の被害状況を調査します。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

村は、上水道施設・下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査しま

す。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告します。

(4) 生活再建支援に係る調査

ア 罹災証明用住宅被災状況調査

村は、各種の支援措置を実施するために必要な罹災証明書を交付するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

イ 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

ウ その他生活再建に係る調査

県及び村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

県及び村は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。

復興計画において規定する事項は次のとおりです。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

オ 復興計画の対象地域

カ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

キ 復興施策や復興事業の事業推進方策

ク 復興施策や復興事業の優先順位

(2) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、震災復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、震災復興専門委員会（仮称）の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係局において案を作成します。

イ 復興計画に村民の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。

ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(3) 復興計画の公表

村民や村が協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町村広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県や国へ要望していきます。

第3節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

村は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、村管理の公共施設の復旧を進めます。また、ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

(1) 道路施設

県及び村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

(2) 公園・緑地

県及び村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。

(3) ライフライン施設

県及び村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(4) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・森林等

県及び村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(5) 災害廃棄物等

大規模地震により発生する災害廃棄物に対しては、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、適正かつ円滑・迅速に処理を進める必要があります。

ア 災害廃棄物等処理実行計画の策定

村は、平時に策定した災害廃棄物処理計画を基に建設業協会等の関係機関と協力して、基本方針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

イ 災害廃棄物等の処理

村は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行います。災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めます。

また、県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、村は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

第4節 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、住民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理

のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるよう努めます。

また、居住地以外の市区町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう体制の構築に努めます。

また、村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

1 被災者の経済的再建支援

(1) 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう、村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

(2) 災害援護資金の貸付

村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

(3) 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます。

(4) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

(5) 義援物資の受入れ及び配分

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入を希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

イ 個人等からの小口義援物資

県及び村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

(6) 義援金の受入れ及び配分

県及び村は、義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、

配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(7) 生活保護

県及び村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(8) 税の減免等

県及び村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(9) 社会保険関連

村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

2 精神的支援

(1) 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

県及び村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して相談窓口等を設けて、かながわDPATや医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

県及び村は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

3 要配慮者対策

(1) 高齢者、障害者、児童への支援の実施

県及び村は、高齢者、障害者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

県及び村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

4 社会福祉施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

県及び村は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

県及び村は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

県及び村は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

5 生活環境の確保

(1) 食品・飲料水の安全確保

県及び村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

県及び村は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

6 教育の再建

(1) 学校施設の再建、授業の再開

県及び村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

(2) 児童・生徒等への支援

県及び村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

7 社会教育施設、文化財等

県及び村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

8 情報提供、住民相談

県及び村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第5節 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む住民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した住民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 相談・指導体制の整備

県及び村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談にあたっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

(2) イベント等の活用

県及び村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざします。

2 金融・税制面での支援

(1) 既存融資制度等の活用の促進

県及び村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(2) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

県及び村は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されますので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(3) 新たな融資制度の検討

県及び村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

(4) 金融制度、金融特別措置の周知

県及び村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

(5) 税の減免等

県及び村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

県及び村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、公益財団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

県及び村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、公益財団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(5) 発注の開拓

県及び村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

(6) 物流ルートに関する情報提供

県及び村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

県及び村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(2) 既存制度活用の促進

県及び村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

県及び村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

1 激甚災害の指定

県及び村は、激甚災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速、かつ円滑に実施できるよう措置を講じます。

2 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断します。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申します。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きが行われます。

3 激甚災害に関する調査報告

県知事は、村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じます。

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。

なお、主たる調査項目は、次のとおりです。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要事項

4 特別財政援助額の交付手続き等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出します。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 【参 考】

「神奈川県地域防災計画」

第1節 基本方針

1 趣旨

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなりました。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が公表されました。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。（※）南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。

本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、県や南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。

なお、上記地域外の市町村においても、本計画に定められた事項を参考に、必要に応じて防災対応を行うこととします。

※ 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
- 詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。

南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。
---------------	--

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
（情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します）

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生。 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 防災対応

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

2 異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

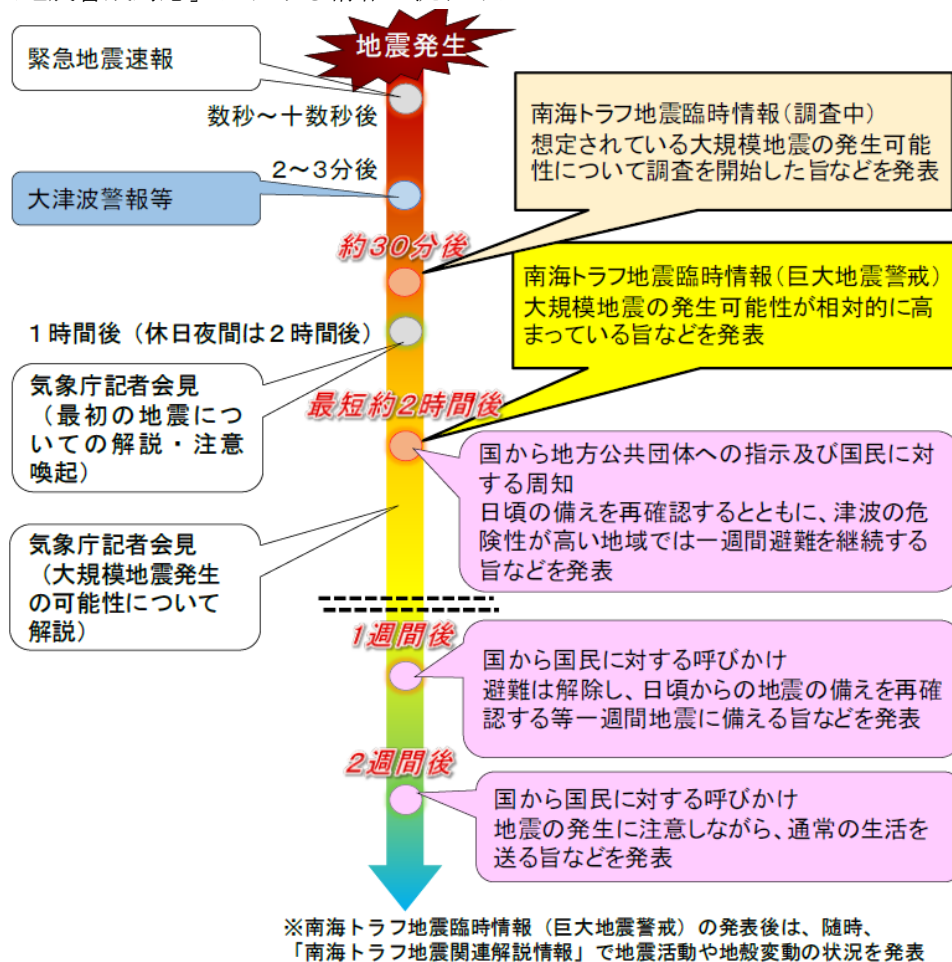
- 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。
- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれか

に該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
(3) ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

○「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ



【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

a 日頃からの地震への備えを再確認する。

b 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。

c 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

(ウ) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。

(エ) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(ア) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

(ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

県と市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

また、県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり対応します。

ア 県内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

イ 県内で地震等が発生していない場合

次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。

気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・ 情報収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・ 総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・ 知事メッセージを速やかに発出する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

3 住民の防災対応等

(1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

- ア 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。
- イ 県及び市町村は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。
- ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。
- エ 県及び市町村は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

(2) 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。沿岸市町では地域防災計画に基づき、避難指示を発令し、住民等の避難を呼びかけます。また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について検討し、当該計画等に位置づけます。

ア 事前避難対象地域の設定

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町は、国の南海トラフ地震の津波浸水シミュレーションやガイドラインを参考に、地震が発生してからでは避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として設定します。設定に当たっては、要配慮者のみが避難を要する地域、健常者も含むすべての住民が避難を要する地域など、避難対象者の特性に応じて検討します。

イ 事前避難対象地域における避難の継続

沿岸部に発表されていた大津波警報や津波警報が津波注意報に切り替わった場合、沿岸市町は後発地震に備え、事前避難対象地域に避難情報を発令し、巨大地震警戒対応を行う1週間を目途に、住民の避難を継続します。

(3) 土砂災害等に対する防災対応

県と市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること

(4) 事前避難

市町は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保します。

4 企業等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。

イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。

ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置などの施設点検を確実に実施します。

エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努めます。

(2) 防災対応の検討

企業等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災などの計画への反映に努めます。

ア 大規模地震に備えたBCPを確認します。未策定の企業は策定に努めます。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。

ウ 企業等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討します。

(ア) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置

(イ) 後発地震に備えた対応の検討

a 日頃からの地震への備えの再点検

b 施設・設備などの点検

- c 従業員・来所者等の安全確保
- d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
- e 地域への貢献（物資の提供など）

(1) 関係機関のとりべき措置

ア 警備対策

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(ア) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

- a 県、市町村が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- b 各種情報の収集
- c 関係機関との相互連絡

(イ) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- b 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとりべき行動の要領
- d 犯罪の予防等のために住民がとりべき措置
- e 不法事案を防止するための正確な情報
- f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(ウ) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- e 避難場所、重要施設等の警戒
- f 民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めます。

ウ 道路

(ア) 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとりべき行動の要領を定め、住民に周知します。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努めます。

(イ) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供します。また、事前避難地域での車両の走

行は極力抑制するものとし、周知を図ります。

エ 鉄道事業者等

- (ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達します。
- (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。

オ 学校、社会福祉施設等

- (ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定めます。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図ります。
- (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定めます。
- (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定めます。

カ その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努めます。

5 県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断します。

また、特別の必要により立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強などの津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

第3編 風水害等対策計画

第1部 風水害対策

第1章 災害に強いむらづくり

第1節 計画的な土地利用の推進

「第2編 第1章 第1節」を準用します。

第2節 治水対策

1 浸水想定区域の指定、公表等

村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表します。

2 浸水想定区域における避難の確保

(1) 村は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、村地域防災計画に、次の事項等について定めます。

ア 少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 浸水想定区域内の、次の施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(イ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの

ウ 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(2) 村は、村地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。

(3) 村は、洪水予浸水想定区域が指定されていない河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知します。

3 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等

- (1) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「浸水防水計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について村長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

また、村は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

- (2) 県及び村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。
- (3) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画を作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について村長に報告するものとします。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとします。

4 山地災害危険地区

- (1) 県は、森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、また、水源のかん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めています。
- (2) 県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図っています。

また、「山地災害危険地区」について、毎年、順次目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努めています。

- (3) 村は、県が設定した「山地災害危険地区」の情報について、地域住民への周知や山地災害に関する防災知識の普及等、県と連携したソフト対策の取組に努めます。

第3節 下水道設備

1 下水道施設の整備等

- (1) 村は、民間事業者等との協定締結などにより大規模風水害等の災害発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めます。
- (2) 県及び村は、排水施設の整備、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進します。

第4節 水害予防施設の維持補修

1 農業用施設等の整備・改修

県及び村は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進します。

2 農地保全施設等の整備・維持補修

県及び村は、急傾斜地帯の農地において、降雨による侵食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します。

3 農業用施設、林業施設の整備・維持補修

県及び村は、広域農道、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。

第5節 土砂災害対策

1 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- (1) 県は、高齢者、障害者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）を土砂災害から守るため、土砂災害防止施設の整備を積極的に推進します。村は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の整備に努めます。
- (2) 村は、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定めます。
- (3) 村は、村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。
- (4) 村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。
- (5) 村は、避難場所の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。また、土砂災害警戒区域に居住する村民や観光旅館・ホテル等、要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底します。
- (6) 村は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

2 要配慮者利用施設における避難対策等

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について村長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、結果を村長に報告します。

第6節 建築物の安全確保

1 普及・啓発

村は県と共同して、安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有（管理）者に対して、指導助言を行います。

2 応急対策上重要な施設の安全確保

村、県及び施設管理者は、劇場、地下街、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

第7節 ライフラインの安全対策

「第2編 第1章 第5節」を準用します。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

1 災害情報受伝達体制の充実

- (1) 村は、村民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び災害情報共有システム（Lアラート）の着実な運用に努めます。
- (2) 村は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定めます。
- (3) 村は、さまざまな環境下にある村民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- (1) 村は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- (2) 県及び村は、住民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。
- (3) 県及び村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。
- (4) 県及び村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

3 報道機関との協力体制の確立

県及び村は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと災害時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- (1) 県及び村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。
- (2) 県及び村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めます。

5 システムの適切な管理及び操作の習熟

県、村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

「第2編 第2章 第2節」を準用します。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

「第2編 第2章 第3節」を準用します。

第4節 避難対策

1 避難情報の発令基準の作成

(1) 村は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理し、地域防災計画に記載するよう努めます。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。

(2) 村は、土砂災害に対する村民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

(3) 村は、避難情報の発令の際には、指定避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを村民にも周知します。

(4) 避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難を位置づけます。

(5) 避難に際して、村が発令する避難情報については、次の表のとおり。（「避難情報に関するガイドライン」内閣府を参考に作成）

警戒レベル等	村民等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	『災害への心構えを高める。』 ・発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	『自らの避難行動を確認』 ・発表される状況：気象状況悪化 ・洪水ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村長が発令)	『危険な場所から高齢者等は避難』 ・発令される状況：災害のおそれあり ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (村長が発令)	『危険な場所から全員避難』 ・発令される状況：災害のおそれ高い ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村長が発令)	『命の危険 直ちに安全確保!』 ・発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難情報の伝達

- (1) 村は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の村民に迅速かつ的確に伝達できるよう努めます。
- (2) 村は、気象警報、避難情報を村民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。
- (3) 村は、同一の水系を有する市町村間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

「第2編 第2章 第4節 1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等」を準用します。

4 避難計画の策定

- (1) 村は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、村民への周知に努めます。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定します。
- (2) 村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。
- (3) 村は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
- (4) 村は、避難情報について、河川管理者、水防管理者、国（気象庁等）の協力を得つつ、

豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとします。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めます。

- (5) 村は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとします。
- (6) 村は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとします。

5 避難所の運営

「第2編 第2章 第4節 3 避難所の運営」を準用します。

6 村民への周知

- (1) 村は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ村民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガス栓の閉塞が、確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

村は、日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

- (2) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難誘導標識の見方に関する周知に努めます。
- (3) 村は、村地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。

7 避難訓練

「第2編 第2章 第4節 5 避難訓練」を準用します。

8 応急仮設住宅等

「第2編 第2章 第4節 6 応急仮設住宅」を準用します。

9 ペット対策

「第2編 第2章 第4節 7 ペット対策」を準用します。

第5節 要配慮者等に対する対策

「第2編 第2章 第5節」を準用します。

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

「第2編 第2章 第6節」を準用します。

第7節 医療・救護・防疫対策

「第2編 第2章 第7節」を準用します。

第8節 文教対策

「第2編 第2章 第8節」を準用します。

第9節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

「第2編 第2章 第9節」を準用します。

第10節 ライフラインの応急復旧対策

「第2編 第2章 第11節」を準用します。

第11節 広域応援体制等の拡充

「第2編 第2章 第12節」を準用します。

第12節 自主防災活動の拡充強化

「第2編 第2章 第13節」を準用します。

第13節 災害ボランティア活動の充実強化

「第2編 第2章 第14節」を準用します。

第14節 防災知識の普及

「第2編 第2章 第15節」を準用します。

第15節 防災訓練の実施

「第2編 第2章 第16節」を準用します。

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市町村、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要です。その際、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮するとともに村民にとってもわかりやすい情報伝達に努めます。

1 警戒及び注意の喚起

- (1) 村は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、大雨などにより土砂災害が発生する恐れがある土地の区域等について、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。
- (2) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。その結果、危険と認められる場合には、村民に対する避難のための準備情報の提供や避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努めます。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、村民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。
- (3) 村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を村防災行政無線等により、村民等への伝達に努めます。なお、村は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに村民等に伝達するものとします。

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができるものとします。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。
なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令することができるものとします。
- (2) 村長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、・高齢者等避難により、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対し安全な場所への立ち退きの開始を求めます。次に、避難指示により、安全な場所への立ち退きの指示を行います。
- (3) 村は、村民に対する避難情報の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めます。
- (4) 村は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動

を村民がとれるように努めます。

- (5) 村は、危険の切迫性に応じて避難情報伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、村民の積極的な避難行動の喚起に努めます。
- (6) 村民への避難情報伝達にあたっては、村防災行政無線を始め、災害情報共有システム（Ｌアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めます。

【避難情報の発令の判断基準(1)：一般的基準】

(1) 土石流、がけ崩れ等により危険が切迫しているとき。
(2) 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、本村においても避難を要すると判断される時。
(3) 河川の上流が水害を受け、下流域に危険があるとき。
(4) 河川が警戒水位を超過し、洪水のおそれがあるとき。
(5) 避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき。
(6) その他、住民等の生命又は身体を風水害から保護するため必要と認められるとき。

【避難情報の発令の判断基準(2)：土砂災害に対する基準】

避難情報	判断基準	対象地域
高齢者等 避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となり、さらに降雨が継続する見込みがある場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害警戒区域
	2 土砂キキクルが「危険（紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合	土砂災害特別警戒区域 ※対象地区の指定にあたっては、土砂キキクルを考慮
	3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の雨量の変化等）が発見された場合	前兆現象発見箇所付近
緊急安全 確保	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨特別警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 ※対象地区の指定にあたっては、土砂キキクルを考慮
	2 土砂災害が発生した場合	現象等発生箇所付近
	3 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	現象等発生箇所付近

【避難情報の発令の判断基準(3)：水害（河川氾濫）に対する基準】

判断規準地点	避難情報	判断規準	対象地域
小鮎川 [水位観測点] 柳梅橋 氾濫開始相当水位 3.12m 氾濫危険水位 2.40m 避難判断水位 2.05m 氾濫注意水位 1.70m 水防団待機水位 1.20m	高齢者等避難 緊急安全確保	・河川水位が避難判断水位(1.75m)に達し、さらに氾濫危険水位に達すると予想される場合 ・今後時間雨量 50mm 以上の強い雨が予想される場合 ・河川水位が氾濫危険水位(2.40m)に達し、さらに水位上昇が予想される場合 ・時間雨量 50mm 以上の強い雨がさらに継続すると予想される場合 ・河川水位が堤防を越えると予想される場合 ・時間雨量 50mm 以上の強い雨がさらに継続すると予想され、人的被害が発生する危険があると判断される場合 ・一部の地域で災害が発生し、現地に残留者がある場合	煤ヶ谷

3 指定避難所の開設

村長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ指定避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

1 警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表します。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表します。また注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれがある場合に発表します。

特別警報の種類は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪及び高潮です。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報です。

なお、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう神奈川県と横浜地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表しています。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報等です。

2 警報・注意報の地域細分

一般の利用のための警報・注意報は、二次細分区域単位に発表します。

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

3 災害時情報の収集・伝達

「第2編 第3章 第1節 1 災害時情報の収集・伝達」を準用します。

4 配備体制

「第2編 第3章 第1節 2 配備体制」を準用します。

5 災害発生直後の被害情報の収集

「第2編 第3章 第1節 3 災害発生直後の被害情報の収集」を準用します。

6 災害対策本部の設置

「第2編 第3章 第1節 4 災害対策本部の設置」を準用します。

7 現地対策本部の設置等

「第2編 第3章 第1節 5 現地対策本部の設置等」を準用します。

8 災害広報の実施

「第2編 第3章 第1節 6 災害広報の実施」を準用します。

9 通信手段の確保

「第2編 第3章 第1節 7 通信手段の確保」を準用します。

第3節 水防対策

1 水防管理団体の責任

村は、村内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資機材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任があります。

2 水防組織

(1) 水防組織の設置

村の地域内に浸水のおそれがある場合は、水防組織を設置します。

(2) 水防に従事する者

水防に従事する者は、消防団の団員をあてることとします。

(3) 災害対策本部との関係

水防組織は、災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織であり、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に統合されるものとします。

3 水防機関の活動

(1) 村の体制及び活動

県水防本部から指示があったとき又は村長が必要と認めたときは、消防団を主体として水防組織を設置します。水防管理者（村長）その他村の関係機関等との連携のもとに被害の拡大防止のための活動を実施するものとします。

(2) 消防団の活動

消防団が担当する水防活動は、概ね次のとおりです。

ア 河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。

イ 水防上緊急の必要がある場合においては、消防団に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じます。

ウ 村長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者を水防に従事させます。

エ 護岸その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。

オ 消防団は、水防管理者（村長）から出動の要請を受けた時は、直ちに出動し水防作業を行います。

4 水閘門等及びその操作

村及び県の水防本部は、その区域における農業用取水堰及び水閘門を把握し、その適切な操作ができるよう、水災を防止するための措置を講じておくものとします。

【取水堰の位置及び管理者等】

水防管理 団体名	河川名	位置		名称	構造	管理者
		村	大字			
清川村	小鮎川	清川村	煤ヶ谷	古在家堰	固定	和田堀用水
		清川村	煤ヶ谷	片原堰	固定	片原土地改良組合

5 水防に関する情報連絡

(1) 水防警報

村長は、知事から水防警報発令の通報を受けたときは、関係機関に直ちに通報します。

【知事が水防警報を行う河川】

河川名	事務所名	担当水防管理団体	区 域
中津川	厚 木	清川村 愛川町 厚木市	左岸 愛甲郡清川村 宮ヶ瀬 1761 番地先 左岸 愛甲郡清川村 煤ヶ谷 5172 番地先 塩水川合流点から 相模川合流点まで

【支部長が水防警報を行う河川】

河川名	事務所名	担当水防管理団体	区 域
小鮎川	厚 木	清川村 厚木市	左岸 愛甲郡清川村 煤ヶ谷 3448 番地先 左岸 愛甲郡清川村 煤ヶ谷 2797 番地先 中川橋から 相模川合流点まで

【水防警報の種類と内容】

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川等の状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。または水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

(2) 観測通報

厚木土木水防支部長は、その時の状況に応じて、雨量、水位等を村長へ通報します。

6 水防施設及び資材の確保

村は、村内における水防施設及び資材を準備しておきます。また、資材を確保するため、資材業者、建設関係団体等と協定を締結し、緊急の補給に備えておきます。

7 水防てん末報告

村長は、水防活動終了後、水防活動実施状況を厚木土木水防支部長に報告します。

第4節 避難対策

「第2編 第3章 第3節」を準用します。

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

第6節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

「第2編 第3章 第4節」を準用します。

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

「第2編 第3章 第5節」を準用します。

第8節 文教対策

「第2編 第3章 第6節」を準用します。

第9節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

「第2編 第3章 第7節」を準用します。

第10節 警備・救助対策

「第2編 第3章 第8節」を準用します。

第11節 ライフラインの応急復旧活動

「第2編 第3章 第9節」を準用します。

第12節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

「第2編 第3章 第10節」を準用します。

第13節 広域的応援体制

「第2編 第3章 第11節」を準用します。

第14節 災害救助法関係

「第2編 第3章 第12節」を準用します。

第15節 災害ボランティアの支援活動

「第2編 第3章 第13節」を準用します。

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

「第2編 第4章 第1節」を準用します。

第2節 復興対策の実施

「第2編 第4章 第2節」を準用します。

第3節 都市基盤施設等の復興対策

「第2編 第4章 第4節」を準用します。

第4節 生活再建支援

「第2編 第4章 第5節」を準用します。

第5節 地域経済復興支援

「第2編 第4章 第6節」を準用します。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

「第2編 第4章 第7節」を準用します。

第2部 特殊災害対策

この計画は、地震災害及び風水害以外の自然災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定めるものです。

特殊災害対策として、第1章に火山災害対策、第2章に雪害対策、第3章に航空災害対策、第4章に道路災害対策、第5章に危険物等災害対策、第6章に大規模な火事災害対策、第7章に林野火災対策、第8章にその他の災害に共通する対策を示します。

なお、特殊災害については、その性質上、本村単独での対応が難しいことも予想されるため、村は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応します。

第1章 火山災害対策

第1節 計画の概要

富士山等が噴火したときは、村内では、噴出物や降灰等による負傷者の発生や農作物の被害、土石流、河川のはん濫などの被害が発生する可能性が考えられます。

村は、災害予防対策として、村民への防災知識の普及を図るとともに、火山災害が発生または発生するおそれがあるときに、情報の収集及び住民への情報の伝達、避難の実施等の応急対策を実施します。

第2節 噴火警報等の発表と伝達

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

ア 噴火警報・予報の種類

(ア) 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

(イ) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

イ 解説情報等

(ア) 臨時の解説情報

国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

(イ) 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の村民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所 までの火口 付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予 報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

エ 富士山の噴火警戒レベル（平成19年12月1日導入）

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 （状況に応じて対象地域を判断）	・噴火が発生。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積。 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年)：北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩流を流出。 ・体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきた）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	・居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ・地震活動の更なる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 【宝永(1707年)噴火の事例】 噴火開始数日前～：地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動（推定）
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	・地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 ・火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	・火山活動が活発化する過程では使用せず、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動の高まりがみられる。今後の活動推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	・明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 （火山の状況に関する開設情報（臨時）等を発表してお知らせする）
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発も含む）。

(2) 降灰予報

区 分	目 的	内 容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)で発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表します。 ・降灰予測計算に基づき、噴火後20～30分程度※で発表します。 ・噴火発生から6時間先(1時間ごと)に予想される降灰量分布や灰開始時刻を提供します。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

(3) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される情報 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に発表される情報
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を知らせるために発表される情報
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説する情報
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報

2 噴火警報等の通報及び伝達体制

村は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者、観光客等へ伝達します。

村は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等へ伝達します。

放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者、観光客等への伝達に努めます。

第3節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

3 避難誘導

「第2編 第2章 第4節」を準用します。

4 防災知識の普及

(1) 村民等への防災知識の普及

村は、国及び県と連携して、火山災害について住民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び村は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

[参考] 降灰による影響

- ・火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。
- ・屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。
- ・降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
- ・河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

第4節 災害時の応急活動計画

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保、活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

3 避難対策

「第2編 第3章 第3節」を準用します。

4 富士山の個別対策

(1) 富士山の避難対策

富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。

県及び村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。

村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。

ア 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

村は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰の可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難対象エリアに指定されており、村は避難対象エリアに該当します。また、1cm以上の小さな噴石の影響想定範囲に該当します。

イ 溶岩流等からの避難の考え方

溶岩流等が到達する可能性がある市町は、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼びかけます。その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼びかけを行います。村は、溶岩流及び火砕流ともに影響範囲ではありません。

ウ 指定避難所の指定等

村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

エ 広域避難の調整

村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町への住民の受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

オ 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制等の防災対応を執る場合には、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。

なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

「第2編 第3章 第7節」を準用します。

6 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

「第2編 第3章 第10節」を準用します。

第2章 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

第1節 災害予防

1 ライフライン施設等の機能の確保

県、村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

3 救助・救急活動

「第2編 第2章 第3節」を準用します。

第2節 災害時の応急活動計画

1 雪害に関する警報等の伝達、情報の収集・連絡及び通信の確保、活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

2 除雪の実施

国、県、村及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。

3 救助・救急活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

4 避難対策

「第2編 第3章 第3節」を準用します。

5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

「第2編 第3章 第7節」を準用します。

6 被災者への的確な情報伝達活動

「第2編 第3章 第10節」を準用します。

第3章 航空災害対策

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

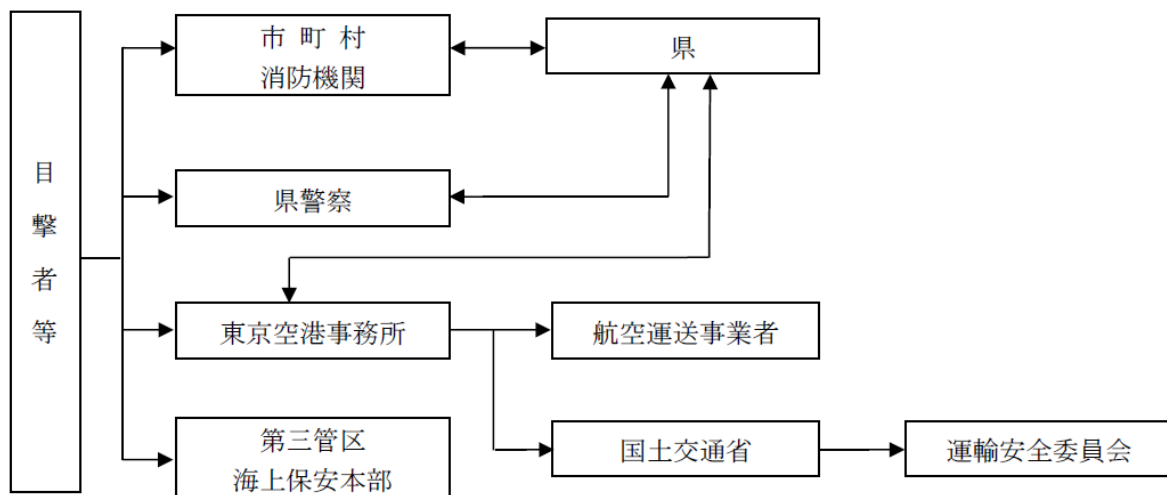
第1節 災害予防

- 1 災害情報の収集・伝達体制の充実
「第2編 第2章 第1節」を準用します。
- 2 医療救護活動
「第2編 第2章 第7節」を準用します。

第2節 災害時の応急活動計画

- 1 航空事故情報の連絡
(1) 民間航空機

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



目撃者等

110番

118番等

119番等

神奈川県警察本部

第三管区海上保安本部
救難課運用司令センター

地元市町村消防機関
(境界不明の場合は最寄機関)

南関東防衛局

自衛隊

現地米軍

在日米軍

防衛省

所轄警察署

横浜・横浜湾海上保安部

神奈川県

米軍航空事故等

自衛隊航空事故等

日米航空事故等

関係行政機関

2 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

5 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

6 災害広報の実施

県、村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第4章 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1節 災害予防

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

2 救助・救急活動

「第2編 第2章 第3節」を準用します。

3 医療救護活動

「第2編 第2章 第7節」を準用します。

第3節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡、活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

3 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

「第2編 第3章 第7節」を準用します。

4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のため

に、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。

5 災害広報の実施

県、村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第5章 危険物等災害対策

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

第1節 災害予防

1 安全確保

(1) 自主保安体制の整備

村、県及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

- ア 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- イ 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- ウ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- エ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

2 消費者の安全対策

液化石油ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

2 救助・救急活動

「第2編 第2章 第3節」を準用します。

3 医療救護活動

「第2編 第2章 第7節」を準用します。

4 危険物等の大量流出時における防除活動

村及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

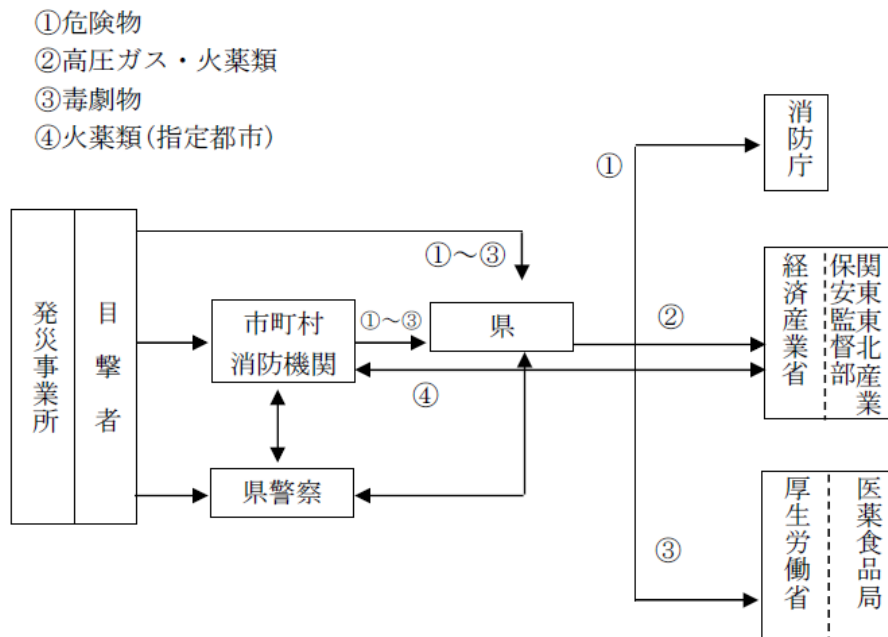
第3節 災害時の応急活動計画

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市町村に連絡します。

(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び村に連絡し、村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬・生活衛生局））に連絡します。

イ 村は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国または県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、村又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

4 避難対策

「第2編 第3章 第3節」を準用します。

5 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 村は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。

(2) 国、県及び村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、

環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

6 災害広報の実施

県、村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6章 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

村は、厚木市に消防事務を委託していることから、消防に関することについては厚木市の計画にあわせた対応を図ります。

第1節 災害予防

1 計画的な土地利用の推進

「第2編 第1章 第1節」を準用します。

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

「第2編 第2章 第1節」を準用します。

2 救助・救急活動

「第2編 第2章 第3節」を準用します。

3 医療救護活動

「第2編 第2章 第7節」を準用します。

4 避難誘導

「第2編 第2章 第4節」を準用します。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

(1) 県及び村は、一般家庭に対する火災防止に関する知識の普及に努めます。

(2) 村は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。

(3) 県及び村は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。

第4節 災害時の応急活動計画

1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡、活動体制の確立

「第2編 第3章 第1節」を準用します。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第2編 第3章 第2節」を準用します。

3 避難対策

「第2編 第3章 第3節」を準用します。

4 災害広報の実施

県、村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第7章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1節 災害予防

- 1 災害情報の収集・伝達体制の充実
「第2編 第2章 第1節」を準用します。
- 2 救助・救急活動
「第2編 第2章 第3節」を準用します。
- 3 医療救護活動
「第2編 第2章 第7節」を準用します。
- 4 避難誘導
「第2編 第2章 第4節」を準用します。
- 5 広域応援体制の拡充
村は、林野火災が隣接市町に及ぶ場合があるため、隣接市町と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

第2節 災害時の応急活動計画

- 1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡、活動体制の確立
「第2編 第3章 第1節」を準用します。
- 2 救助・救急、消火及び医療救護活動
「第2編 第3章 第2節」を準用します。
- 3 避難対策
「第2編 第3章 第3節」を準用します。
- 4 災害広報の実施
県、村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 5 二次災害の防止
県及び村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第8章 その他の災害に共通する対策

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めます。

第1節 災害予防

- 1 災害情報の収集・伝達体制の充実
「第2編 第2章 第1節」を準用します。
- 2 救助・救急活動
「第2編 第2章 第3節」を準用します。
- 3 医療救護活動
「第2編 第2章 第7節」を準用します。
- 4 避難誘導
「第2編 第2章 第4節」を準用します。

第2節 災害時の応急活動計画

- 1 災害発生直前の対策
 - (1) 警報等の伝達、警報の発表に伴う事前配備体制
「第2編 第3章 第1節」を準用します。
- 2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (1) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡
 - ア 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。
 - イ 村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
 - (2) 一般被害情報の収集・連絡
 - ア 県現地災害対策本部、村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を県災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告します。
 - イ 関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。
 - (3) 応急対策活動情報の連絡
 - ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。
 - イ 村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- 3 通信手段の確保、活動体制の確立
「第2編 第3章 第1節」を準用します。
- 4 救助・救急、消火及び医療救護活動
「第2編 第3章 第2節」を準用します。

- 5 避難対策
「第2編 第3章 第3節」を準用します。
- 6 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動
「第2編 第3章 第4節」を準用します。
- 7 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動
「第2編 第3章 第5節」を準用します。
- 8 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
「第2編 第3章 第7節」を準用します。
- 9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、被災者への的確な情報伝達活動
「第2編 第3章 第10節」を準用します。
- 10 ボランティアの受入れ等
「第2編 第3章 第13節」を準用します。

第4編 資料

資料1 防災関係機関一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
清川村役場	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211(代表)
県央地域県政総合センター	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111(代表)
厚木警察署	厚木市水引 2-3-1	046-223-0110(代表)
厚木土木事務所	厚木市田村町 2-28	046-223-1711(代表)
厚木保健福祉事務所	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111(代表)
横浜地方気象台	横浜市中区山手町 99	045-621-1999
関東農政局神奈川拠点	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7175
国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所	相模原市緑区青山字南山 2145-50	046-281-6911
日本郵便(株) 煤ヶ谷郵便局	清川村煤ヶ谷 1725	046-288-1001
東日本電信電話(株) 神奈川事業部	横浜市中区山下町 198	045-212-8945
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町本館ビル	0570-03-9909
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支 店	横浜市内西区みなとみらい 4-7- 3	045-226-8009
KDDI(株) 南関東総支社	横浜市内西区高島 1-1-2 横浜三井ビル 25F	045-211-1671
東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社	平塚市追分 1-4	042-813-1820
日本赤十字社神奈川県支部	横浜市中区山下町 70-7	045-681-2123
日本放送協会横浜放送局	横浜市中区山下町 281	045-212-2831
神奈川中央交通東(株) 厚木営業所	厚木市及川 2-2-1	046-241-2626
(社) 神奈川県トラック協会相模支部	愛川町中津桜台 4077-3	046-285-1919
神奈川県医師会	横浜市中区富士見町 3-1	045-241-7000
神奈川県歯科医師会	横浜市中区住吉町 6-68	045-681-2172
神奈川県薬剤師会	横浜市新子区西町 14-11	045-761-3241
(株) アール・エフ・ラジオ日本	横浜市中区長者町 5-85	045-231-1531
(株) テレビ神奈川	横浜市中区太田町 2-23MBC4F	045-651-1182
横浜エフエム放送(株)	横浜市内西区みなとみらい 2-2- 1 横浜ランドマークタワー10F	045-223-2585
神奈川新聞社県央総局	相模原市中央区相模原 4-4-2	042-752-0430
神奈川県住宅供給公社	横浜市中区日本大通 33 番地	045-651-1842
厚木市農業協同組合清川支所	清川村煤ヶ谷 2220-5	046-288-1336
(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	清川村宮ヶ瀬 940-4	046-288-3600
清川村森林組合	清川村煤ヶ谷 2250-1	046-288-1351
神奈川県 LP ガス協会厚木支部	厚木支部長所在地	厚木支部長所在地
清川村建設協力会	会長事業者所在地	会長事業者所在地
清川村社会福祉協議会	清川村煤ヶ谷 2220-1	046-287-2011
自治会(自主防災隊)	各自治会長宅	各自治会長宅
陸上自衛隊第4施設群	座間市座間	046-253-7670

資料2 防災拠点施設関係一覧

指 定 内 容	名 称	所 在 地
防災活動拠点	村役場庁舎	清川村煤ヶ谷2216
	保健福祉センター「やまびこ館」 (村役場の代替施設)	清川村煤ヶ谷2218
職員宿泊施設	清川幼稚園	清川村煤ヶ谷2130
指定緊急避難場所	村立緑小学校	清川村煤ヶ谷2076
	村立緑中学校	清川村煤ヶ谷1933
	村立宮ヶ瀬小・中学校	清川村宮ヶ瀬954-1
指定避難所	生涯学習センター「せせらぎ館」	清川村煤ヶ谷2216
	保健福祉センター「やまびこ館」	清川村煤ヶ谷2218
	村立緑小学校	清川村煤ヶ谷2076
	村立緑中学校	清川村煤ヶ谷1933
	村立宮ヶ瀬小・中学校	清川村宮ヶ瀬954-1
福祉避難所	保健福祉センター「やまびこ館」	清川村煤ヶ谷2218
	あおぞら保育園	清川村煤ヶ谷2140-10
帰宅困難者用一時滞在施設	ふれあいセンター「別所の湯」	清川村煤ヶ谷1619
応急仮設住宅用地	宮ヶ瀬地区防災拠点用地	清川村宮ヶ瀬956-5
医療救護所	保健福祉センター「やまびこ館」	清川村煤ヶ谷2218
医療活動拠点	県立煤ヶ谷診療所	清川村煤ヶ谷1706
	村立宮ヶ瀬診療所	清川村宮ヶ瀬971-53
物資供給・集積拠点	防災倉庫	清川村煤ヶ谷2275-1
防災備蓄倉庫	防災倉庫	清川村煤ヶ谷2275-1
	宮ヶ瀬地区住民センター	清川村宮ヶ瀬971-53
ヘリコプター臨時離着陸場 (広域防災活動拠点)	村消防訓練場	清川村煤ヶ谷545-2
村指定ヘリコプター臨時離着陸場	村立緑中学校 校庭	清川村煤ヶ谷1933
	村立宮ヶ瀬小・中学校 校庭	清川村宮ヶ瀬954-1
県央(厚木)広域防災活動拠点	県立厚木高等学校	厚木市戸室2275-1

指 定 内 容	名 称	所 在 地
広域応援活動拠点（消防）	道の駅「清川」駐車場	清川村煤ヶ谷 2129-1
	南山運動場	清川村宮ヶ瀬 971-65
広域応援活動拠点（警察）	道の駅「清川」駐車場	清川村煤ヶ谷 2129-1
	南山運動場	清川村宮ヶ瀬 971-65
広域応援活動拠点（自衛隊）	道の駅「清川」駐車場	清川村煤ヶ谷 2129-1
	南山運動場	清川村宮ヶ瀬 971-65
災害医療拠点病院	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36
	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6
し尿・ごみ処理施設	厚木市環境センター（ごみ）	厚木市金田 1641-1
	村リサイクルセンター（ガラス類）	清川村宮ヶ瀬 464-9
	厚木市衛生プラント（し尿）	厚木市長谷 626-1
ごみ仮収集場所	指定避難場所	—
	本部が開設したその他の避難所	—
（通常時の収集場所への輸送路の確保が困難な地域の仮収集場所）	輸送路の確保が出来る場所	—
ごみ等の一時保管場所	村リサイクルセンター	清川村宮ヶ瀬 464-9
	村運動公園	清川村煤ヶ谷 1518-2
	宮ヶ瀬宮の平第一駐車場	清川村宮ヶ瀬 940-28
感染症指定医療機関	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36
遺体見分・検視・検案施設	防災倉庫	清川村煤ヶ谷 2275-1
遺体安置所・焼骨の一時保管施設	宮ヶ瀬地区住民センター	清川村宮ヶ瀬 971-53
	柿坂自治会館	清川村煤ヶ谷 2938-1
	根岸自治会館	清川村煤ヶ谷 1985-1
	八幡自治会館	清川村煤ヶ谷 1785-1
	金翅自治会館	清川村煤ヶ谷 1104-54
	舟沢自治会館	清川村煤ヶ谷 19-1
火葬施設	近隣市・町との連携により指定	—
ボランティア活動拠点施設	J A 厚木清川支所	清川村煤ヶ谷 2220-5

資料3 清川村防災会議条例

清川村防災会議条例

昭和 38 年 8 月 6 日
条 例 第 15 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、清川村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて清川村の地域に係る災害に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び副団長
 - (7) 厚木市の消防職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、4人、1人、2人及び1人とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第18号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第3号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料4 清川村防災会議委員名簿

No	区分	役 職 名	住 所	電 話
1	会 長	清川村長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
2	委 員 (1 号)	国土交通省関東地方整備局相模川水系 広域ダム管理事務所長	相模原市緑区青山字 南山 2145-50	046-281-6911
3	委 員 (2 号)	神奈川県県央地域県政総合センター所長	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
4	委 員 (2 号)	神奈川県厚木土木事務所長	厚木市田村町 2-28	046-223-1711
5	委 員 (2 号)	神奈川県厚木保健福祉事務所長	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
6	委 員 (3 号)	神奈川県厚木警察署長	厚木市水引 1-11-10	046-223-0110
7	委 員 (4 号)	清川村副村長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
8	委 員 (5 号)	清川村教育委員会教育長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
9	委 員 (6 号)	清川村消防団長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
10	委 員 (6 号)	清川村消防副団長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
11	委 員 (6 号)	清川村消防副団長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211
12	委 員 (7 号)	厚木市消防職員	厚木市寿町 3-4-10	046-221-2331
13	委 員 (8 号)	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	平塚市追分 1-4	042-813-1820
14	委 員 (8 号)	東日本電信電話株式会社 神奈川事業部 神奈川西支店長	藤沢市朝日町 1-6	0466-22-8961
15	委 員 (8 号)	神奈川中央交通東株式会社 厚木営業所長	厚木市及川 2-2-1	046-241-2626
16	委 員 (9 号)	自治会長連絡協議会会長	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1211

資料5 清川村災害対策本部条例

清川村災害対策本部条例

改正 平成8年4月1日 条例第10号

昭和 38 年 8 月 6 日
条 例 第 14 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第23条の2第8項の規定に基づき、清川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和38年9月1日から施行する。

附則(平成8年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年12月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料6 協定書一覧

番号	名 称	記 載 頁
1	大規模災害時における相互援助に関する協定 (秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町)	P-146
2	非常無線通信の協力に関する協定書 (JP1YGR 管理団体)	P-148
3	災害時における生活必要物資 (LPG) の調達に関する協定書 (神奈川県LPGガス協会厚木支部)	P-149
4	災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書 (七沢郵便局・煤ヶ谷郵便局)	P-150
5	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 (清川村建設協力会)	P-152
6	災害時における応急対策の協力に関する協定 (社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部)	P-154
7	災害時その他緊急時における出動協力に関する協定書 (清川村森林組合)	P-157
8	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省関東地方整備局)	P-158
9	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定 (相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町)	P-159
10	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定 (神奈川県市長会、町村会 (県内市町村))	P-161
11	災害時等における放送に関する協定 (宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社)	P-164
12	宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定 (愛川町、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団)	P-166
13	災害等における物資の輸送等に関する協定 (一般社団法人神奈川県トラック協会)	P-168
14	災害時における医療救護活動に関する協定 (一般社団法人厚木歯科医師会)	P-170
15	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定 (神奈川県土地家屋調査士会)	P-172
16	災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 (株式会社クリエイトエス・ディー)	P-175
17	災害時における医療救護活動に関する協定 (一般社団法人厚木医師会)	P-178

番号	名 称	記 載 頁
18	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書 (厚木市、愛川町、厚木警察署、株式会社エーブレイン)	P-180
19	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド株式会社)	P-182
20	災害時における非常食の調達等に関する協定書 (厚木市、愛川町、厚木医師会、横浜低温流通株式会社)	P-184
21	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会)	P-186
22	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (神奈川県産業資源循環協会)	P-188

協定書1 大規模災害時における相互応援に関する協定書

大規模災害時における相互応援に関する協定書

県央やまなみ地域の秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「県央市町村」という。）は、地震等による大規模災害時の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県央やまなみ地域で発生した大規模災害に関し、県央市町村間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 県央市町村の職員の災害復旧活動
- (2) 県央市町村の被害状況の把握と救助活動
- (3) 医療活動における情報交換
- (4) 備蓄品救援物資の相互支援
- (5) ボランティアの応援体制のネットワーク化
- (6) 県央市町村の防災訓練の実施

（応援の窓口等）

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の手段）

第4条 応援は、情報収集等を行い県央市町村内の市町村が被災したと確認又は判断されるとき、自主的に応援体制をとるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担する。
- (2) 援助に要する経費は、援助を行う市町村が負担する。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、避難場所の位置、防災備蓄品その他必要な資料の情報交換会（会議）を年1回以上行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行）

第8条 この協定は平成8年7月5日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成8年7月5日

秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 二宮 忠夫

厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

伊勢原市田中348番地
伊勢原市長 堀江 侃

愛甲郡愛川町角田251番地の1
愛川町長 相馬 晴義

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
清川村長 城所 章

協定書2 非常無線通信の協力に関する協定書

非常無線通信の協力に関する協定書

清川村長 城所 章（以下「甲」という。）と JP1YGR 管理団体代表 阿部克正（以下「乙」という。）は、災害等非常事態により、有線通信を利用することができない場合又は利用することが著しく困難な場合の通信について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に定める非常通信の運用について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、清川村内に災害等が発生した場合又は発生の恐れがある場合に、情報の収集及び伝達について必要を生じたときは、乙に要請することができる。

2 乙は、前項により要請を受けたときは、アマチュア無線局に与えられたメディアを駆使して甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定により乙に協力を要請する場合の要請手続は、清川村災害対策本部長が担当するものとする。

（補償）

第4条 第2条第2項の規定により通信活動中に乙の会員が負傷等した場合の補償は、災害対策基本法第84条第1項の規定により清川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第18号）の規定の例による。

（報告）

第5条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末までに、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議をして定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年5月20日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216
清川村長 城所 章

乙 神奈川県厚木市中町3-18-5
JP1YGR管理団体
代 表 阿部 克正

協定書3 災害時における生活必要物資（LPG）の調達に関する協定書

災害時における生活必要物資（LPG）の調達に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会厚木支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、甲の要請に基づき乙のLPG及びLPG使用器具等（以下「LPG等」という。）を確保するため、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第1条 甲は、災害時においてLPG等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対して乙の保有するLPG等の調達を文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が保有するLPG等を調達ができるよう速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（LPG等の価格）

第3条 LPG等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（LPG等の取引）

第4条 LPG等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、要請したLPG等を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（保有数量の報告）

第5条 乙は、甲からLPG等の保有数量の確認依頼があったときは、甲に報告するものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づき業務（LPG等の供給、設置、撤去及び回収をいう。）に従事した者がその業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、清川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年清川村条例第18号）の規定により行う。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成11年10月20日からとし、甲乙何らかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年10月20日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
清川村長 山口 静 雄
乙 厚木市旭町1丁目26番10号
社団法人神奈川県エルピーガス協会
厚木支部 支部長 高 橋 宏 昌

協定書4 災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書

災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と七沢郵便局及び煤ヶ谷郵便局（以下「乙」）は、清川村内で地震その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲乙の相互協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲乙の協力により、甲が行う防災対策及び乙が行う郵便事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（災害情報の収集提供）

第2条 乙は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の職員が業務中において次に掲げる事項を発見した時は、甲に連絡するものとする。

- （1）火災が発生し、又は発生するおそれがある場所
- （2）がけ崩れが発生し、又は発生するおそれがある場所
- （3）家屋等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場所
- （4）がけ崩れ、土砂崩れ、落下物、道路欠損、倒木、道路冠水、不法投棄物等により、現に道路の通行が妨げられている場所
- （5）河川等が氾濫し、又は氾濫するおそれがある場所
- （6）その他、人命に係る災害等に関すること。

2 乙の職員が発見した場所が、火災、がけ崩れその他人命に関わる災害が発生する場所であり、前項の連絡を要するか否かは、当該乙の職員の判断によるものとする。

（相互協力）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について必要が生じた場合は相互に協力を養成できるものとする。

- （1）災害が発生し、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施に関すること。
- （2）災害が発生した時に、甲又は乙が収集した被災住民等の避難先及び被災状況の情報提供に關すること。
- （3）乙が必要に応じて臨時に行う避難所等への郵便差出箱の設置に関すること。
- （4）甲又は乙が行う防災訓練等に参加すること。
- （5）前各号に掲げるものの他、協力できる事項

2 相互協力の要請を受けた場合は、業務に支障がない限り、速やかにこれに応じ、当該要請内容の実現に努めるものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、災害状況等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（経費の負担）

第5条 協力に要した経費については、法令その他に定めがあるものを除き、協力を要したものが負担するものとする。

（資料及び情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう防災計画その他必要な資料及び情

報を相互に交換するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に規定する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者及び連絡補助者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定の有効期間は平成11年12月15日から平成12年3月31日までとする。ただし甲乙が前項の期間満了の3ヶ月前までに相手に対して更新をしない旨の通知をしなかったとき、又は条件を変更しなければ、この契約は当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成11年12月15日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216
清川村長 山口 静雄

乙 厚木市七沢 796-3
七沢郵便局長 加々宮 洋一

愛甲郡清川村煤ヶ谷 1725
煤ヶ谷郵便局長 山口 久茂

(第7条関係)

災害時における相互協力の要請等の連絡責任者及び連絡先

甲	清川村	連絡責任者	清川村総務課長	
		連絡補助者		
		連絡先	住所	愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216
			電話番号	046-288-1212
乙	郵便局	連絡責任者	七沢郵便局長 加々宮 洋一	
		連絡補助者	煤ヶ谷郵便局長 山口 久茂	
		連絡先	住所	厚木市七沢 796-3
			電話番号	046-248-0067
			連絡補助者電話番号	046-288-1001

協定書5 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定書

地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定

清川村（以下「甲」という。）と清川村建設協力会（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、災害が発生した場合の二次災害の防止及び復旧に係る工事（以下「災害応急工事等」という。）の施工に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う道路（農・林道含む）、河川、上・下水道施設、建築物等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の応急措置及び障害物の除去による機能の確保及び回復について、乙が協力し、災害応急工事等を実施することを目的とする。

（出動協力要請及び支援要請）

- 第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙の協力が必要と認めたときは、乙に出動を要請する。
- 2 前項の場合において甲は、乙に災害応急工事等を実施する場所、着工日、工事内容及び規模その他必要と認める事項を明らかにし、様式1をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭等によることができる。
- 3 乙は、甲の要請があった場合、乙に加入する会員（以下「施工業者」という。）をもって、甲に協力する。
- 4 甲は、前条の目的を達成するため、乙のみの出動で災害応急工事等が完了しない事態であると判断したときは、他の自治体等に対し支援を要請することができる。
- 5 甲は、他の自治体等から支援要請があったときは、乙に対し出動を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条第1項及び第4項の要請を行う場合の要請手続は、次の区分に従い行う。ただし、第2号については、前条第4項の要請を行う場合には適用しない。

（1）連絡可能な場合の要請

通常の連絡方法が可能な場合は、電話等により、甲から乙に出動を要請し、併せて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡する。

（2）連絡不可能な場合の要請

災害により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がなくても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める甲の要請があったものとみなし、施工業者に災害応急工事等を施工させる。ただし、連絡方法が可能な状態になり次第、甲に連絡する。

（協力活動）

- 第4条 施工業者は、災害発生時には甲による乙への現地調査の要請の如何にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、被害状況等について甲に連絡する。
- 2 災害応急工事等を実施する施工業者及び支援施工業者（以下「施工業者等」という。）は、現地に派遣された清川村職員（以下「職員」という。）の指示に従い、工事を実施する。
- 3 災害応急工事等の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者等は、第1条の趣旨に基づき工事を実施する。

（着工報告）

第5条 乙は、施工業者等が災害応急工事等に着手したときは、その状況を速やかに、様式2により甲に報告し、完了後は速やかに様式3により報告しなければならない。

（費用の請求）

第6条 乙は、様式4により第4条の活動に要した費用を請求し、甲は支払うものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時の清川村の積算基準等による。

(災害補償)

第7条 第2条の規定に基づき災害応急工事等活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときには、清川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年清川村条例第18号）の規定の例により補償するものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、平成19年8月24日から効力を生じ、平成20年3月31日をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(協定書の作成、保有)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

平成19年8月24日

甲 清川村煤ヶ谷2216

清川村長 大 矢 明 夫

乙 清川村煤ヶ谷3206

清川村建設協力会

会 長 落 合 義 朗

協定書6 災害時における応急対策の協力に関する協定書

災害時における応急対策の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、清川村内で災害が発生した場合において、清川村（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用し
て行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等に積極的に協力するとともに、地域の防災力の強化に協力する。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対しその業務を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請方法)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 作業場所
- (4) 必要な人員、車両等
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次の掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 業務実施場所
- (3) 業務にかかった時間
- (4) 業務協力内容
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病又は障害となった場合における補償については、清川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年清川村条例18号）を準用するものとする。

(状況報告)

第8条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする

(連絡責任者)

第9条 この協定に係る甲の連絡責任者は清川村防災担当課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月29日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

清川村長 大 矢 明 夫

乙 愛甲郡愛川町棚沢 884 番地
社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部
支 部 長 大 野 桂 司

協定第10条による協議事項

第2条に定める業務内容を次のとおりとする。

(役務並びに資機材の提供)

第1 次に掲げる役務の提供を行う。

- (1) 甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去を行う。
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去を行う。
- (3) 被災者の所有する車両の無料点検（道路運送車両法による日常点検レベルのもの）を行う。

(その他)

第2 次に掲げる業務を行う。

- (1) 帰宅困難者等に対してトイレ等を提供する。
- (2) 乙の会員が所在する地域における防災活動（自主防災組織などが保有する資機材の運転・点検・調整など）への協力を行う。
- (3) 地域の被災状況を消防等の関係機関に通報する。

以 上

協定書7 災害時その他緊急時における出動協力に関する協定書

災害時その他緊急時における出動協力に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と清川村森林組合（以下「乙」という。）は、清川村内に災害が発生した場合及び山岳遭難者の捜索等が生じた場合（以下「災害時等」という。）における出動協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請及び出動）

第1条 甲は、災害時等において、必要があると認めた場合は、乙に出動を要請できるものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、可能な範囲において迅速に職員等を派遣し、甲の指示により、その職務を遂行するものとする。

（経費負担）

第2条 この協定書に基づく出動経費は、乙の負担とする。ただし、特別に甲の負担に帰すべき事情がある場合は、この限りではない。

（災害補償）

第3条 第1条に基づき、出動した場合における災害補償は、乙が加入している補償制度によるものとする。

ただし、乙の補償制度の適用がない場合は、甲の契約している保険の適用範囲内とするものとする。

（期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から施行し、特別な事由がない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年7月10日

甲 清川村煤ヶ谷2216

清川村長 大矢明夫

乙 清川村煤ヶ谷2129

清川村森林組合
代表理事組合長 山田 明

協定書8 災害時の情報交換に関する協定書

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、清川村長 大矢明夫（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、清川村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 清川村内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 清川村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月21日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
清川村長 大 矢 明 夫

協定書9 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定書

県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市等」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村（以下「被災構成市町村」という。）又は被災した友好都市等（以下「被災友好都市等」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づ

づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

相模原市長 加山 俊夫

厚木市長 小林 常良

大和市長 大木 哲

海老名市長 内野 優

座間市長 遠藤 三紀夫

綾瀬市長 笠間 城治郎

愛川町長 山田 登美夫

清川村長 大矢 明夫

協定書10 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書

災害時における神奈川県内の市町村の 相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項をさだめるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号にさだめるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応援対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別の定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

- 2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。
平成24年3月29日

	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	神奈川県市長会会長	
	茅ヶ崎市長	服 部 信 明
	神奈川県町村会会長	
	箱根町長	山 口 昇 士
神奈川県市長会	横浜市長	林 文 子
	川崎市長	阿 部 孝 夫
	相模原市長	加 山 俊 夫
	横須賀市長	吉 田 雄 人
	平塚市長	落 合 克 宏
	鎌倉市長	松 尾 崇
	藤沢市長	鈴 木 恒 夫
	小田原市長	加 藤 憲 一
	茅ヶ崎市長	服 部 信 明
	逗子市長	平 井 竜 一
	三浦市長	吉 田 英 男
	秦野市長	古 谷 義 幸
	厚木市長	小 林 常 良
	大和市長	大 木 哲
	伊勢原市長	長 塚 幾 子
	海老名市長	内 野 優
	座間市長	遠 藤 三紀夫
	南足柄市長	加 藤 修 平
	綾瀬市長	笠 間 城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山 梨 崇 仁
	寒川町長	木 村 俊 雄
	大磯町長	中 崎 久 雄
	二宮町長	坂 本 孝 也
	中井町長	尾 上 信 一
	大井町長	間 宮 恒 行
	松田町長	島 村 俊 介
	山北町長	湯 川 裕 司
	開成町長	府 川 裕 一
	箱根町長	山 口 昇 士
	真鶴町長	青 木 健
	湯河原町長	富 田 幸 宏
	愛川町長	山 田 登美夫
	清川村長	大 矢 明 夫

協定書 11 災害時における放送に関する協定書

災害時における放送に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条の規定に基づき、清川村（以下「甲」という。）と宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社（以下「乙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づき、災害時の放送要請に関する手続きについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及びその周辺において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、放送法（昭和25年法律第132号）第108条に規定する災害放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、村民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害 地震、台風、暴風、豪雨、洪水、竜巻、雪害、獣害、火災、暴動、武力攻撃事態、その他非常の事態をいう。
- （2）災害等の放送 前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき、乙が必要と認める放送を乙の所有する基幹放送局設備等を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時的放送（以下「災害等緊急放送」という。）のほか、甲及びその周辺で大規模な災害が発生し、継続的に行う臨時放送（以下「災害等特別放送」という。）をいう。

（運用）

第3条 甲は、災害等の放送が必要と判断したときは、乙所属放送局の編成権を尊重し、次の各号に定める運用並びに手続きにより実施する。

- （1）災害等緊急放送での運用
- （2）災害等特別放送での運用
- （3）放送の運用手続きは、次のとおりとする。

ア 甲は、災害時緊急（特別）放送要請書（様式第1号）をもって災害等緊急放送又は、災害等特別放送を要請する。ただし、そのいとまがない時は、電話その他の方法をもって要請することができる。

イ 乙は、災害時緊急放送又は、災害等特別放送の要請を受けたときは、業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、速やかに放送を実施する。

ウ 災害時緊急放送又は、災害等特別放送は、情報発信源が甲であること、災害時緊急（特別）放送要請書に記載されている趣旨を変えずに放送する。

（連絡責任者）

第4条 この協定に規定する災害等の放送を円滑に実施するため、甲乙双方に連絡責任者を置くものとする。

2 甲の連絡責任者は防災担当課長とし、乙の連絡責任者は放送局長とする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙に災害放送に要する費用の一部を負担する。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害等の放送の実施により、同時刻に予定していた放送が実施できなかった時は、乙の責任により番組依頼主と解決を図るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定期間と変更)

第7条 この協定の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲乙が期間満了の3箇月前までに相手に更新をしない旨の通知をしなかったとき、又は条件を変更しなければこの協定は当該期間の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
清川村長 大矢 明 夫

乙 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地の25
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社
代表取締役社長 朝 倉 徳 男

協定書12 宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書

宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と愛川町（以下「乙」という。）及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下「丙」という。）は、宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の間において昭和52年4月1日付けで締結した消防相互応援協定及び平成17年3月25日付けで締結した救急業務等応援協定の各協定内容に基づき実施する乙の応援業務について、丙の応援等を受けて行う救助活動等に関し、必要な事項を定める。

（応援等の内容）

第2条 この協定に基づき実施する丙による応援及び協力（以下「応援等」という。）の内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、応援等は丙の過剰な負担にならない範囲において実施することとする

- (1) 丙が管理する別表1に掲げる船舶を操船する職員の派遣
- (2) 前号の船舶の使用及び別表2に掲げる水難救助資機材の貸し出し
- (3) 応援等の対象となる災害に対する情報の提供

（応援等の要請）

第3条 乙は、宮ヶ瀬湖及び湖畔で発生した災害に対する応援業務において、当該業務に係る活動に際し、丙の応援等が必要であると認めたときは、丙に対して応援等を要請することができる。

（応援等の要請手続）

第4条 乙は、丙に応援等を要請する場合は、災害の状況等を明らかにし、応援等に要する職員の人数、船舶及び水難救助資機材の数並びに活動内容等を電話、ファクシミリ等で災害時応援等要請連絡表（様式1）により丙に連絡し要請するとともに、遅滞なく、災害時応援等要請確認書（様式2）により文書を送付するものとする。

（応援等の実施）

第5条 丙は、前条の規定により応援等の要請を受けたときは、すみやかに応援等の可否を決定し、応援等を行う場合は、乙と連携し迅速かつ円滑に活動できるよう協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき実施した丙の応援等に要する職員の給料、手当等の人件費及び船舶の燃料費並びに消耗品等の経常経費は丙の負担とする。

2 丙の応援等の活動中に発生した事故の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げるものは、甲の負担とする。ただし、丙の重大な過失により発生した損害に対する費用は、丙の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動した船舶の損傷に対する諸経費
- (3) 第三者に与えた損害に対する費用

3 前二項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

（労災補償）

第7条 応援等により丙の職員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合においては、甲は丙に対し、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団諸規程に基づき算定した額及び丙の加入する労災保険に基づき算定した額を補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、応援等の要請および災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備

し、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙、丙のいずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする

(その他)

第10条 この協定に関し定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲、乙、丙で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村長 大矢 明 夫

乙 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1
愛川町長 山田 登美夫

丙 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940 の 4 番地
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
理事長 森田 茂 實

協定書13 災害時における物資の輸送等に関する協定書

災害時における物資の輸送等に関する協定

清川村（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清川村内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）「以下「災害」という。」が発生した場合、又は清川村外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送
- （2） 前号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は清川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月5日条例第18号）に基づき、その損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216
清川村長 大矢 明 夫

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1
一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 筒 井 康 之

協定書14 災害時における医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動に関する協定

清川村（以下「甲」という。）と一般社団法人厚木歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清川村地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 甲と乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- （1）歯科医療救護班の派遣体制
- （2）歯科医師の活動指針
- （3）その他必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣及び村内歯科医療機関（後方医療機関を含む。）の協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

（歯科医療救護班等の業務）

第5条 歯科医療救護班等は、甲が避難所に設置する医療救護所及び村内歯科医療機関等（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

- （1）歯科医療を必要とする被災傷病者の傷病程度の診断
- （2）歯科医療を必要とする被災傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）歯科医療を必要とする被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4）警察からの要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- （5）その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣した歯科医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。ただし、当該歯科医師が携行するものについては、これを使用するものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、前項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、歯科医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。

- （1）歯科医療救護班の派遣及び村内歯科医療機関の活動等に要した経費
- （2）歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- （3）医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償

（医事紛争の処理）

第9条 乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するもの

とする。

2 甲は、前項の連絡を受けた場合は速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第5条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

甲	住所	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
	氏名	清川村長 大 矢 明 夫
乙	住所	厚木市中町1丁目8番12号
	氏名	一般社団法人 厚木歯科医師会 会 長 馬 場 賢 輔

協定書15 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定書

災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合、（以下「災害時」という。）に県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

2 神奈川県は、認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。

3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県は、その旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。

4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

(費用の負担)

第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力をを行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。

2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

(第3者への損害賠償責任)

第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会又は県調査士会の会員に損害が生じて、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年9月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長

秦野市長 古 谷 義 幸

神奈川県町村会会長

湯河原町長 富田 幸宏

神奈川県土地家屋調査士会会長

鈴木 貴志

横浜市長	林 文子
川崎市長	福田 紀彦
相模原市長	加山 俊夫
横須賀市長	上地 克明
平塚市長	落合 克宏
鎌倉市長	松尾 崇
藤沢市長	鈴木 恒夫
小田原市長	加藤 憲一
茅ヶ崎市長	服部 信明
逗子市長	平井 竜一
三浦市長	吉田 英男
秦野市長	古谷 義幸
厚木市長	小林 常良
大和市長	大木 哲
伊勢原市長	高山 松太郎
海老名市長	内野 優
座間市長	遠藤 三紀夫
南足柄市長	加藤 修平
綾瀬市長	古塩 政由
葉山町長	山梨 崇仁
寒川町長	木村 俊雄
大磯町長	中崎 久雄
二宮町長	村田 邦子
中井町長	杉山 祐一
大井町長	間宮 恒行
松田町長	本山 博幸
山北町長	湯川 裕司
開成町長	府川 裕一
箱根町長	山口 昇士
真鶴町長	宇賀 一章
湯河原町長	富田 幸宏
愛川町長	小野澤 豊夫
清川村長	大矢 明夫

協定書16 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と株式会社クリエイトエス・ディー（以下「乙」という。）とは、清川村において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の供給及び災害時以外の場合（以下「平常時」という。）における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（支援内容）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）物資の調達が必要と認められる場合において、物資の供給をすること。
- （2）乙の清川村の店舗を被災者等に対し、営業時間内においては一時避難場所として可能な範囲において提供すること。
- （3）前号の規定に基づき受け入れた一時避難者等に対し、営業時間内においてはトイレの使用の便宜を図ること。

（要請の手続）

第2条 甲は、前条第1号に掲げる事項を要請する場合においては、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請する理由
- （2）要請する物資の品目及び数量
- （3）引渡日及び引渡場所
- （4）輸送方法
- （5）その他必要な事項

2 甲は、前条第2号及び第3号に掲げる事項を要請する場合においては、電話又は口頭により行うものとする。ただし、通信の途絶等の事由により甲が要請を行うことができない場合は、災害時における緊急性に鑑み、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施するものとする。

（物資の供給協力）

第3条 乙は、第1条第1号に掲げる事項について要請を受けたときは、物資の安定供給に努めるとともに、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

2 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料
- （2）飲料水
- （3）生活必需品
- （4）その他

3 乙は、前項の規定に基づき要請を受けた場合には、乙が保有又は調達可能な物資を供給するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の輸送は甲乙協議の上決定する。ただし乙又は乙の指定する者が輸送を行う場合は可能な範囲とし、乙は甲に輸送協力を求めることができる。

2 甲は、乙が物資を運搬し、供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

3 物資の引渡し場所は甲乙協議の上決定し、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が物資

を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条第3項の引渡しを行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項について文書をもって実績報告を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって報告し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

(1) 供給した物資の品目及び数量

(2) 引渡日及び引渡場所

(3) 輸送方法

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 甲が供給を受けた物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った当該物資の運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

(経費の請求及び価格の決定)

第7条 乙は、第5条の文書の提出後、甲の確認を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとし、甲は乙に対し速やかに請求金額を支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を互いに文書をもって報告するものとする。

2 前項の報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に文書をもって報告するものとする。

(情報交換)

第11条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙相互が情報交換し、必要に応じ資料等の提供を行うものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、第4条の規定に基づき物資の運搬及び引渡しに従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合においては、清川村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年清川村条例第18号)の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の解決)

第14条 この協定において疑義が発生した事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月16日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 大矢 明夫

乙 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

株式会社 クリエイトエス・ディー

代表取締役社長 廣瀬 泰三

協定書17 災害時における医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動に関する協定

清川村（以下「甲」という。）と一般社団法人厚木医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び清川村地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 甲と乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- （1）医療救護班の派遣体制
- （2）医師の活動指針
- （3）その他必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣及び村内医療機関（後方医療機関を含む。）の協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

（医療救護班等の業務）

第5条 医療救護班等は、甲が避難所に設置する医療救護所及び村内医療機関等（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

- （1）被災傷病者の傷病程度の診断
- （2）被災傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4）救護所での死亡確認及び検案
- （5）その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣した医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。原則として県が調達し支給する。ただし、緊急の場合は医療救護班が別途調達することもできる。

（医療費）

第7条 救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、前項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。

- （1）医療救護班の派遣及び村内医療機関の活動等に要した経費
- （2）医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- （3）医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の損害補償

（医事紛争の処理）

第9条 乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けた場合は速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第5条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月28日

甲	住所	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
	氏名	清川村長 大 矢 明 夫
乙	住所	厚木市厚木町6番1号
	氏名	一般社団法人 厚木医師会
		会 長 馬 嶋 順 子

協定書18 災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と愛川町（以下「乙」という。）と清川村（以下「丙」という。）と神奈川県厚木警察署（以下「丁」という。）と株式会社エーブレイン（以下「戊」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙丙の市町村域内において地震災害、風水害その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙、丙又は丁の要請により、戊が行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による被災状況等の調査（以下「支援活動」という。）について必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲乙丙の市町村域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、甲、乙、丙又は丁は、戊に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援活動を要請するものとする。この場合において、丁が支援活動を要請するときは、当該要請する市町村域内に応じて、甲、乙又は丙を介して戊に行うものとする。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）その他必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 戊は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 戊は、航空法第132条の3に規定する国土交通省令で定める者として、同条の規定による救助又は搜索を目的に、次の支援活動を行うものとする。

（1）無人航空機による被災状況の調査及び要救助者の搜索等

（2）無人航空機により撮影した情報の甲、乙、丙及び丁への提供

（3）その他甲乙丙丁戊五者による協議が整った支援活動

（映像等の所有権等）

第4条 本協定に基づく支援活動による映像、画像等の所有権及び著作権は、甲、乙、丙及び丁に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第5条 戊は、支援活動により知り得た甲、乙、丙、丁又は第三者の秘密を漏らしてはならない。支援活動終了後も同様とする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による甲、乙、丙又は丁の要請に基づく活動に要した経費は、当該活動した市町村域内に応じて、甲乙丙のそれぞれが負担する。この場合において、活動範囲が広範囲（市町村間をまたがる活動に限る。）に渡るときは、甲、乙又は丙で協議し、負担するものとする。

2 前項の規定により、甲乙丙が負担する経費は、戊が甲、乙、丙又は丁が要請した支援活動に係る消耗品費及び通信費とし、その額は、災害発生時直前における適正な価格により算定するものとする。

（災害補償等）

第7条 第2条の規定に基づき支援活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又は心身に著しい障害を負った場合における本人、その遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、戊が負担するものとする。

- 2 戊が支援活動中に第三者に被害を与えた場合には、その損害の賠償に要する費用は、戊が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙丙丁戊のいずれかから何らの意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

- 2 甲乙丙丁戊は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、1箇月前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(この協定に定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（厚木市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙丙丁戊五者で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙丁戊五者で署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 厚木市中町3町名17番17号

厚木市長 小林 常良

乙 愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊

丙 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤 吉美

丁 厚木市水引1丁目11番10号

神奈川県厚木警察署長 河辺 裕司

戊 厚木市愛甲東1丁目22番30号

株式会社 エーブレイン

代表取締役社長 古座野 良一

協定書19 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

清川村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月1日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤 吉美

乙 神奈川県平塚市追分1番4号

東京電力パワーグリッド株式会社
平塚支社長 吉村 陽

協定書20 災害時における非常食の調達等に関する協定書

災害時における非常食の調達等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と愛川町（以下「乙」という。）と清川村（以下「丙」という。）と一般財団法人厚木医師会（以下「丁」という。）と横浜低温流通株式会社（以下「戊」という。）は、次のとおり災害時における非常食の調達等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に戊の有する物的資源を有効に活用することにより、甲、乙、丙及び丁が医療救護活動を円滑に実施できることを目的とする。

（協力内容）

第2条 戊は、災害が発生したときは、その緊急性に鑑み、甲、乙、丙及び丁の要請に基づき、業務に支障のない範囲内において、非常食の調達、輸送及び保管に関する内容について協力するものとする。

2 前項に定める協力内容の具体的な取組事項及び実施方法等は、甲乙丙丁戊五者での協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲乙丙丁戊五者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その五者での協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 戊は、第2条第1項の規定による協力をした場合又は協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲乙丙丁戊五者は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項に規定する協力内容に対して、戊が要した経費については、法律その他の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を当該施設のある甲、乙又は丙で負担するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了30日前までに甲乙丙丁戊五者から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲乙丙丁戊五者は、正当な理由によって本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了30日前までに、書面により相手方に解除の申入れをしなければならない。

（疑義等の解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙丁戊五者で協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊五者による署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月19日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常良

乙 愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊

丙 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤 吉美

丁 厚木市厚木町6-1

一般社団法人 厚木医師会

会長 三宅 正敬

戊 厚木市酒井3001番地

横浜低温流通株式会社

代表取締役社長 伊澤 進

協定書21 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会厚木支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から村民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清川村の地域において大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合の地域住民の安心安全の確保のため、甲の要請により、乙が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（支援・協力内容）

第2条 前条の規定による甲が乙に支援・協力要請できる内容については、次のとおりとする。

- (1) 震災建築物応急危険度判定士の参集要請及び安全確認支援に関すること
- (2) 前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

（応急対策活動業務の基準）

第3条 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）による安全確認支援は「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」により認定された判定士が応急危険度判定を行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、判定士による支援協力が必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 判定士による安全確認支援の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後において書面を提出する。乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、判定士による安全確認支援を実施したときは、速やかに判定結果を当該施設の管理者等に対し報告するものとする。

（災害補償）

第6条 安全確認支援に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、神奈川県建築物震後対策推進協議会が加入する保険において対応するものとする。

（連絡先）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先

を別表のとおり定めるものとする。なお、連絡責任者等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月25日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤 吉美

乙 神奈川県厚木市妻田北1丁目12番6号

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

厚木支部

支部長 高橋 学

協定書22 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、清川村（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続により、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 要請内容
- (2) その他必要な事項

2 甲は、災害により県が組織として機能しない等県を通じて協力要請を行い難しい場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

- 第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を甲が定める規則等に基づき決定する。
- 2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。
- 3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

- 第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。
- (1) 実施内容
 - (2) その他必要な事項

(費用負担)

- 第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

(災害補償)

- 第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令等による。

(契約書の締結)

- 第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(平時における協力体制)

- 第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会員の状況等の情報提供を求めることができる。
- 2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。

(連絡窓口)

- 第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては清川村環境上下水道課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年12月25日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和5年12月25日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和5年12月25日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤吉美

乙 横浜市中区山下町1番地

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 藤枝慎治

別表

種 類		内 容
災害によって発生する廃棄物	可 燃 物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	木 く ず	柱、梁、壁材、水害または津波等による流木等
	畳 ・ 布 団	被災家屋から排出される畳・布団で被災を受け使用できなくなったもの
	不 燃 物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金 属 く ず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	廃 家 電 (4品目)	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫で災害により被害を受けて使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理
	小 型 家 電、 そ の 他 家 電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害廃棄物、 危 険 物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
	廃 自 動 車 等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車 ※ リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理
	そ の 他 処 理 困 難 物	ピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボード、廃船舶等
発 生 被 生 災 す 者 る 活 廃 に 棄 避 物 難 い 者	家 庭 ご み	家庭から排出される生活ごみ
	避 難 所 ご み	避難所から排出されるごみ
し 尿		仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称)等からの汲取りし尿
津波堆積物		海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの